

令和 7 年 2 月 12 日開会  
令和 7 年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和 7 年 3 月定例會議議案

( 1 )

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	令和 7 年度宮古市一般会計予算
議案第 2 号	令和 7 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第 3 号	令和 7 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
議案第 4 号	令和 7 年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 号	令和 7 年度宮古市介護保険事業特別会計予算
議案第 6 号	令和 7 年度宮古市魚市場事業特別会計予算
議案第 7 号	令和 7 年度宮古市墓地事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 7 年度宮古市山口財産区特別会計予算
議案第 9 号	令和 7 年度宮古市千徳財産区特別会計予算
議案第10号	令和 7 年度宮古市重茂財産区特別会計予算
議案第11号	令和 7 年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
議案第12号	令和 7 年度宮古市水道事業会計予算

議案第13号	令和7年度宮古市下水道事業会計予算
議案第14号	令和6年度宮古市一般会計補正予算（第16号）
議案第15号	令和6年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	令和6年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
議案第17号	令和6年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第18号	令和6年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第19号	令和6年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第20号	令和6年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第2号）
議案第21号	令和6年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	令和6年度宮古市千徳財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第23号	令和6年度宮古市刈屋財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第24号	令和6年度宮古市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第25号	宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議案第26号	宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第27号	宮古市市税条例及び宮古市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

議案第28号	宮古市地域創造基金条例を廃止する条例
議案第29号	宮古市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第30号	宮古市児童館条例の一部を改正する条例
議案第31号	宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第32号	宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第33号	宮古市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第34号	宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第35号	宮古市医師等養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
議案第36号	宮古市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第37号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第38号	宮古市立学校条例の一部を改正する条例
議案第39号	あらたに生じた土地の確認に関し議決を求めるについて
議案第40号	字の区域の変更に関し議決を求めるについて
議案第41号	宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて
議案第42号	鈴久名辺地に係る総合整備計画を定めることに關し議決を求めるについて

議案第43号	川内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて
議案第44号	夏屋辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて
議案第45号	区界・田代辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて
議案第46号	繫・桐内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて
議案第47号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第48号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第49号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第50号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第51号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第52号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第53号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第54号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第55号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第56号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
議案第57号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

議案第58号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第59号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第60号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
議案第61号	公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第14号

令和6年度宮古市一般会計補正予算（第16号）

令和6年度宮古市一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,865,939千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,827,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	一般会計	項	補正前の額	補 正 額
	款			
1 市税			5,302,243	32,000
	1 市民税		1,968,704	6,000
	2 固定資産税		2,793,247	10,000
	4 市たばこ税		361,530	16,000
13 分担金及び負担金			176,522	△11,642
	2 負担金		176,521	△11,642
14 使用料及び手数料			405,032	△887
	1 使用料		371,044	△887
15 国庫支出金			7,184,100	△272,113
	1 国庫負担金		3,053,339	40,484
	2 国庫補助金		4,115,310	△312,597
16 県支出金			2,247,983	△118,666
	1 県負担金		1,181,298	△13,869
	2 県補助金		819,900	△49,746
	3 委託金		246,785	△55,051
17 財産収入			68,287	4,479
	1 財産運用収入		64,358	3,600
	2 財産売払収入		3,929	879
18 寄附金			1,880,150	△878,965
	1 寄附金		1,880,150	△878,965
19 繰入金			4,013,857	△269,348
	1 基金繰入金		4,013,857	△269,348
21 諸収入			639,179	△44,397
	3 貸付金元利収入		356,441	2,684
	4 雑入		279,569	△47,081
22 市債			3,868,400	△306,400
	1 市債		3,868,400	△306,400
補正されなかった款項にかかる額			15,908,131	
** 歳 入 合 計 **			41,693,884	△1,865,939
				39,827,945

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	一般会計	項	補正前の額	補 正 額
	款			
1 議会費			211,373	△3,250
	1 議会費		211,373	△3,250
2 総務費			8,428,293	△927,254
	1 総務管理費		7,494,361	△848,528
	2 徴税費		319,557	△3,278
	4 選挙費		190,231	△75,410
	6 監査委員費		29,228	△38
3 民生費			11,088,937	△36,100
	1 社会福祉費		6,206,411	△51,365
	2 児童福祉費		3,621,355	20,415
	4 災害救助費		5,650	△5,150
4 衛生費			4,455,130	△417,200
	1 保健衛生費		3,208,633	△365,898
	2 清掃費		1,013,345	△51,302
5 労働費			60,772	△2,800
	1 労働諸費		60,772	△2,800
6 農林水産業費			2,053,331	△165,447
	1 農業費		714,016	△57,306
	2 林業費		324,908	△60,646
	3 水産業費		1,014,407	△47,495
7 商工費			1,761,287	△52,891
	1 商工費		1,761,287	△52,891
8 土木費			2,968,442	△46,288
	2 道路橋りょう費		1,323,750	△596
	3 河川費		87,959	400
	4 港湾費		126,806	△2,800
	5 都市計画費		948,941	△16,560

## 2 歳出

会計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	404, 323	△26, 732	377, 591
9 消防費		1, 929, 871	△50, 742	1, 879, 129
	1 消防費	1, 929, 871	△50, 742	1, 879, 129
10 教育費		4, 125, 113	△127, 368	3, 997, 745
	1 教育総務費	838, 393	△7, 998	830, 395
	2 小学校費	702, 482	△23, 233	679, 249
	3 中学校費	555, 985	△10, 015	545, 970
	4 社会教育費	1, 008, 954	△53, 628	955, 326
	5 保健体育費	1, 019, 299	△32, 494	986, 805
11 災害復旧費		408, 490	△21, 570	386, 920
	1 公共土木施設災害復旧費	227, 818	△21, 570	206, 248
12 公債費		4, 172, 844	△15, 029	4, 157, 815
	1 公債費	4, 172, 844	△15, 029	4, 157, 815
補正されなかった款項にかかる額		30, 001		30, 001
＊＊ 歳出合計 ＊＊		41, 693, 884	△1, 865, 939	39, 827, 945

第2表 繰越明許費補正  
追 加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新市20周年記念	1,000
		鉄道確保維持	12,000
		災害資料伝承館整備	10,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域密着型 サービス施設等整備	7,370
	2 児童福祉費	こども計画策定	5,060
6 農林水産業費	1 農業費	国 土 調 査	4,388
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路施設等 長寿命化修繕	55,000
		交通 安全対策	14,000
		除雪車両整備	38,500
		崎山松月線道路改良	69,800
		和井内地区道路改良	7,900
		牛伏地区道路改良	6,700
		新川町保久田線 無電柱化推進	5,000
		末広町線 無電柱化推進	19,170
		河川環境整備	15,000
		浸水対策	26,630
	3 河川費	エアコン設置支援	10,022
6 住宅費			

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 農林水産業施設 災害復旧	漁港施設災害復旧 (令和6年2月低気圧)	40,000
		漁港施設災害復旧 (令和6年台風5号)	6,000
		林業施設災害復旧 (令和6年台風5号)	45,800
合計			399,340

## 変更

(単位・千円)

款	項		事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	変更前	低所得者世帯支援給付金支給 (物価高騰対策)	24,000
		変更後	同上	28,373
8 土木費	2 道路橋りょう費	変更前	道路維持管理	83,400
		変更後	同上	99,753
11 災害復旧費	5 都市計画費	変更前	再開発準備	12,600
		変更後	同上	28,500
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	変更前	道路河川災害復旧 (令和6年7月豪雨)	35,117
		変更後	同上	36,260
		変更前	道路河川災害復旧 (令和6年台風5号)	140,300
		変更後	同上	144,600

第3表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
庁舎整備事業	191,800	△ 18,100	173,700	普通貸借 又は証券發行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金について はその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
道路橋りょう整備事業	245,500	18,800	264,300	〃		
急傾斜地崩壊対策事業	2,700	300	3,000	〃		
都市公園整備事業	36,400	△ 3,500	32,900	〃		
公営住宅整備事業	73,400	△ 3,300	70,100	〃		
消防防災施設整備事業	634,800	△ 53,700	581,100	〃		
過疎対策事業	2,187,400	△ 233,400	1,954,000	〃		
災害復旧事業債	166,700	△ 13,500	153,200	〃		
補正されなかった地方債の額	329,700		329,700			
計	3,868,400	△ 306,400	3,562,000			

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	一般会計			
	1 市税			
	1 市民税			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1 個人		1,572,825	55,000	1,627,825
2 法人		395,879	△49,000	346,879
** 計 **		1,968,704	6,000	1,974,704

会計 款 項	一般会計			
	1 市税			
	2 固定資産税			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1 固定資産税		2,740,083	10,000	2,750,083
** 計 **		2,793,247	10,000	2,803,247

会計 款 項	一般会計			
	1 市税			
	4 市たばこ税			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1 市たばこ税		361,530	16,000	377,530
** 計 **		361,530	16,000	377,530

会計 款 項	一般会計			
	13 分担金及び負担金			
	2 負担金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費負担金		175,361	△11,642	163,719
** 計 **		176,521	△11,642	164,879

会計 款 項	一般会計			
	14 使用料及び手数料			
	1 使用料			
	目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生使用料		31,317	△1,000	30,317
4 農林水産業使用料		1,309	△31	1,278
7 教育使用料		4,165	144	4,309
** 計 **		371,044	△887	370,157

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	55,000	所得割 55,000
1 現年課税分	△49,000	法人税割 △49,000

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	10,000	建物 △9,000 償却資産 19,000

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	16,000	市たばこ税 16,000

節		説明
区分	金額	
2 老人措置	△2,235	養護老人ホーム等入所者負担金 △2,235
3 老人福祉施設	△9,407	養護老人ホーム清寿荘利用市町村負担金 △9,407

節		説明
区分	金額	
2 診療所	△1,000	休日急患診療所使用料 △1,000
1 農業施設	△31	市民農園等使用料 △31
1 学校施設	144	用地占用料 144

## 1 歳 入

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	2,798,612	47,625	2,846,237
3 災害復旧費国庫負担金	162,394	△7,141	155,253
＊＊ 計 ＊＊	3,053,339	40,484	3,093,823

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	1,198,804	△56,973	1,141,831
2 民生費国庫補助金	157,328	△12,068	145,260
3 衛生費国庫補助金	1,617,805	△262,979	1,354,826
5 土木費国庫補助金	1,022,709	25,659	1,048,368
6 教育費国庫補助金	118,664	△6,236	112,428
＊＊ 計 ＊＊	4,115,310	△312,597	3,802,713

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 1 県負担金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費県負担金	1,063,176	12,216	1,075,392
3 農林水産業費県負担金	117,450	△26,085	91,365

節		説明
区分	金額	
3 特別障害者等手当	1,028	特別障害者等手当 1,028
9 児童入所施設措置費	△1,751	母子生活支援施設 △1,751
11 教育・保育給付費	48,391	教育・保育給付費 48,391
13 施設等利用給付費	△3,412	施設等利用給付費 △3,412
15 災害救助費負担金	3,369	災害救助費負担金 3,369
1 公共土木施設災害復旧	△7,141	道路・河川災害復旧費 △7,141

節		説明
区分	金額	
1 地域公共交通確保維持改善事業	△6,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 △6,000
3 空き家対策総合支援事業補助金	△639	空き家対策総合支援事業補助金 △639
6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△61,560	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △61,560
8 個人番号カード交付事業	11,226	個人番号カード交付事業補助金 11,226
2 地域生活支援	△17,974	地域生活支援事業総合補助金 △17,974
3 母子家庭等対策総合支援	△1,260	母子家庭等対策総合支援事業費 △1,260
5 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業	△368	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 △368
11 社会保障・税番号制度システム整備費	164	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 164
18 地域介護・福祉空間整備推進交付金	7,370	地域介護・福祉空間整備推進交付金 7,370
2 母子保健衛生費	△1,975	母子保健衛生費国庫補助金 △1,975
3 出産・子育て応援交付金	△2,524	出産・子育て応援交付金 △2,524
4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	△258,480	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 △258,480
1 社会資本整備総合交付金	△1,900	住宅・建築物省エネ改修推進事業 △1,900
2 耐震診断	△85	木造住宅耐震診断事業 △85
3 地域住宅交付金	△4,280	市営住宅建替・改修等事業 △3,280 木造住宅耐震改修事業 △1,000
4 がけ地近接等危険住宅移転	△5,810	がけ地近接等危険住宅移転事業 △5,810
5 道路メンテナンス事業	6,934	道路メンテナンス事業 6,934
6 無電柱化推進事業	31,482	無電柱化推進事業 31,482
8 防災・安全交付金	△682	防災・安全交付金 △682
4 埋蔵文化財調査	△8,199	国宝重要文化財等保存・活用事業 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 △7,522 △677
7 学校建設	1,963	宮古西中学校バリアフリー改修事業 5,756 防火シャッター等改修事業 △3,793

節		説明
区分	金額	
7 後期高齢者保険基盤	△4,426	後期高齢者保険基盤 △4,426
10 児童入所施設措置費	△876	母子生活支援施設 △876
11 教育・保育給付費	19,224	教育・保育給付費 19,224
13 施設等利用給付費	△1,706	施設等利用給付費 △1,706
1 地籍調査	△26,085	地籍調査費負担金 △26,085

## 1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 1 県負担金			
目	補正前の額	補 正 額	計	
* * 計 * *	1,181,298	△13,869	1,167,429	

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金			
目	補正前の額	補 正 額	計	
1 総務費県補助金	47,249	△972	46,277	
2 民生費県補助金	270,648	9,805	280,453	
3 衛生費県補助金	14,515	△861	13,654	
5 農林水産業費県補助金	389,732	△33,550	356,182	
6 商工費県補助金	19,500	△13,500	6,000	
7 土木費県補助金	4,762	△4,397	365	
8 教育費県補助金	18,977	△4,163	14,814	
9 災害復旧費県補助金	52,012	△2,108	49,904	
* * 計 * *	819,900	△49,746	770,154	

節	説明	
区分	金額	

節	説明	
区分	金額	
3 市債償還基金	△1,272	下水道事業債償還基金費補助金 △1,272
6 結婚新生活支援	△3,600	結婚新生活支援事業 △3,600
7 地域バス交通等支援事業	△1,500	地域バス交通等支援事業費補助金 △1,500
8 地域公共交通活性化推進事業費補助金	6,000	地域公共交通活性化推進事業費補助金 6,000
9 若者・移住者空き家住まい支援事業	△600	若者・移住者空き家住まい支援事業 △600
1 地域生活支援	△10,219	地域生活支援事業統合補助金 △10,219
5 重度心身障害者医療給付	1,445	重度心身障害者医療給付費 1,445
6 乳幼児・小学生医療給付	△1,857	乳幼児・小学生医療給付費 △1,857
7 妊産婦医療給付	△2,661	妊娠婦医療給付費 △2,661
8 ひとり親家庭等医療給付	1,233	ひとり親家庭等医療給付費 1,233
14 教育・保育給付費	666	教育・保育給付費 666
17 いわて子育て応援在宅育児支援金	△1,616	いわて子育て応援在宅育児支援金 △1,616
21 子ども・子育て支援事業	3,074	子ども・子育て支援事業 3,074
25 福祉灯油購入助成	19,740	福祉灯油購入助成 19,740
6 出産・子育て応援交付金	△1,168	出産・子育て応援交付金 △1,168
8 産後ケア事業利用促進事業費補助金	△345	産後ケア事業利用促進事業費補助金 △345
9 EV等普及促進事業費補助金	652	E V等普及促進事業費補助金 652
1 農業委員会	△880	農地利用最適化交付金 △880
4 農業経営基盤強化資金	△36	農業経営基盤強化資金利子補給金 △36
5 いわて希望農業担い手応援	△117	地域農業計画実践支援事業 △117
6 多面的機能支払交付金	△1,305	多面的機能支払交付金 △1,281 多面的機能支払推進交付金 △24
7 新規就農総合支援	△1,125	農業次世代人材投資事業費補助金 △1,125
8 経営所得安定対策推進	△837	経営所得安定対策推進事業 △837
9 県民参加の森林づくり促進	△53	県民参加の森林づくり促進事業 △53
10 森林整備	△6,250	森林管理環境保全事業 △6,250
12 機構集積協力金交付事業	△200	機構集積協力金交付事業 △200
13 ナラ枯れ対策補助金	△3,862	ナラ枯れ対策補助金 △3,862
16 漁港水産物供給基盤整備	△3,563	漁港水産物供給基盤整備事業 △3,563
19 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業	△23	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金 △23
20 農山漁村地域整備交付金	△1,240	林業施設改修事業 △1,240
21 森林環境保全事業	△700	林業施設長寿命化事業 △700
22 漁業集落環境整備事業	△9,500	漁業集落環境整備事業 △9,500
23 水産業競争力強化緊急施設整備	△3,859	水産業競争力強化緊急施設整備事業 △3,859
1 自然環境整備	△2,500	自然環境整備事業 △2,500
2 地域基幹産業人材確保支援事業	△11,000	地域基幹産業人材確保支援事業 △11,000
1 耐震診断	△42	木造住宅耐震診断事業 △42
2 木造住宅耐震改修	△500	木造住宅耐震改修事業 △500
3 がけ地近接等危険住宅移転	△2,905	がけ地近接等危険住宅移転事業 △2,905
4 省エネ改修	△950	省エネ改修補助金 △950
1 埋蔵文化財調査	△965	文化財保護事業 △965
3 学校・家庭・地域連携協力推進	△3,198	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 △3,198
1 農林水産業施設災害復旧	△2,108	林道施設災害復旧費 △2,108

## 1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 3 委託金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	172,754	△48,485	124,269
7 教育費委託金	21,626	△6,566	15,060
＊＊ 計 ＊＊	246,785	△55,051	191,734

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 1 財産運用収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
2 利子及び配当金	18,950	3,600	22,550
＊＊ 計 ＊＊	64,358	3,600	67,958

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 2 財産売払収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 不動産売払収入	2,910	879	3,789
＊＊ 計 ＊＊	3,929	879	4,808

会計 款 項	一般会計 18 寄附金 1 寄附金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 寄附金	1,880,150	△878,965	1,001,185
＊＊ 計 ＊＊	1,880,150	△878,965	1,001,185

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,665,262	△149,571	1,515,691
2 市勢振興基金繰入金	565,530	△42,305	523,225
4 地域創造基金繰入金	17,305	47,700	65,005
6 産業振興基金繰入金	60,687	△8,650	52,037
7 教育振興基金繰入金	13,792	△1,576	12,216
10 東日本大震災復興基金繰入金	848,721	△49,853	798,868
12 奨学基金繰入金	149,792	△7,975	141,817

節		説明
区分	金額	
8 参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙費	△22,227	参議院岩手県選挙区選出議員補欠選挙費 △22,227
11 衆議院議員総選挙費	△26,258	衆議院議員総選挙費 △26,258
1 県立宮古恵風支援学校給食提供	△1,415	県立宮古恵風支援学校給食業務委託費 △1,415
2 防災教育・復興教育推進	△6,149	防災教育・復興教育推進事業 △6,149
3 地域スポーツクラブ活動体制整備事業	998	地域スポーツクラブ活動体制整備事業 998

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	2,000	財政調整基金利子 2,000
2 株式配当金	1,600	出資配当金 1,600

節		説明
区分	金額	
2 立木壳払	879	立木壳払収入 879

節		説明
区分	金額	
1 総務費寄附金	△879,049	ふるさと寄附金 △860,149 まち・ひと・しごと創生寄附金 △18,900
2 教育費寄附金	84	教育費寄附金 84

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	△149,571	財政調整基金繰入金 △149,571
1 市勢振興基金繰入金	△42,305	市勢振興基金繰入金 △42,305
1 地域創造基金繰入金	47,700	地域創造基金繰入金 47,700
1 産業振興基金繰入金	△8,650	産業振興基金繰入金 △8,650
1 教育振興基金繰入金	△1,576	教育振興基金繰入金 △1,576
1 東日本大震災復興基金繰入金	△49,853	東日本大震災復興基金繰入金 △49,853
1 奨学基金繰入金	△7,975	奨学基金繰入金 △7,975

## 1 歳 入

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金		
目	補正前の額	補 正 額	計
13 子ども・子育て幸せ基金繰入金	63,262	△11,593	51,669
14 公共施設等総合管理基金繰入金	164,780	△18,097	146,683
15 再生可能エネルギー基金繰入金	29,000	2,226	31,226
16 豊かな森を育む基金繰入金	29,654	△29,654	
* * 計 * *	4,013,857	△269,348	3,744,509

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 3 貸付金元利収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 災害援護資金貸付金元利収入	18,087	△5,575	12,512
6 奨学資金貸付金収入	14,221	8,259	22,480
* * 計 * *	356,441	2,684	359,125

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雜入		
目	補正前の額	補 正 額	計
5 雜入	278,984	△47,081	231,903
* * 計 * *	279,569	△47,081	232,488

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務債	553,700	△51,100	502,600
2 民生債	153,700	14,400	168,100
3 衛生債	331,700	△60,800	270,900
4 農林水産業債	390,800	△20,400	370,400
5 商工債	263,600	△20,100	243,500

節		説明
区分	金額	
1 子ども・子育て幸せ基金繰入金	△11,593	子ども・子育て幸せ基金繰入金 △11,593
1 公共施設等総合管理基金繰入金	△18,097	公共施設等総合管理基金繰入金 △18,097
1 再生可能エネルギー基金繰入金	2,226	再生可能エネルギー基金繰入金 2,226
1 豊かな森を育む基金繰入金	△29,654	豊かな森を育む基金繰入金 △29,654

節		説明
区分	金額	
1 災害援護資金貸付金元利収入	△5,575	元金収入 △5,575
1 奨学資金貸付金収入	8,259	現年度分 1,359 滞納繰越分 6,900

節		説明
区分	金額	
9 後期高齢者医療広域連合補助金	674	後期高齢者健診委託料 674
10 後期高齢者医療広域連合委託費	△461	後期高齢者医療広域連合委託費 △461
11 雜入	△47,294	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 △45,650 クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 △4,650 広告料 2,200 施設使用料 △700 学校給食費実費徴収金 △3,900 その他雑収入 5,406

節		説明
区分	金額	
2 庁舎	△18,100	庁舎整備事業債 △8,500 庁舎浸水対策事業債 △9,600
3 庁舎跡地整備	△24,800	庁舎跡地整備事業債 △24,800
4 その他公共施設等	△8,200	公共施設再配置整備事業債 △8,200
1 医療給付	14,400	医療給付事業債 14,400
1 医師等養成	△13,700	医師等養成事業債 △13,700
2 清掃運搬施設等	△3,000	清掃運搬施設等整備事業債 △3,000
3 火葬場	△43,300	火葬場整備事業債 △43,300
4 診療施設	△800	診療所施設整備事業債 △800
1 農業施設	△2,900	農業施設整備事業債 △2,900
2 林業施設	400	林業施設整備事業債 400
3 漁港	△13,000	漁港整備事業債 △13,000
4 水産施設	△3,600	水産施設整備事業債 △3,600
5 その他公共施設等	△1,300	多目的集会施設等整備事業債 △1,300
1 観光施設	△20,100	観光施設整備事業債 △20,100

## 1 歳 入

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債		
目	補正前の額	補 正 額	計
6 土木債	805,200	△35,500	769,700
7 消防債	489,600	△41,700	447,900
8 教育債	664,000	△77,700	586,300
10 災害復旧債	166,700	△13,500	153,200
* * 計 * *	3,868,400	△306,400	3,562,000

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 道路	△29,000	道路橋りょう整備事業債 建設機械整備事業債
2 河川	300	急傾斜地崩壊対策事業債
4 都市公園	△3,500	都市公園整備事業債
5 住宅	△3,300	公営住宅整備事業債
1 消防防災施設	△41,700	消防防災施設整備事業債
1 学校施設	△20,500	学校教育施設等整備事業債
2 社会教育施設	△50,800	社会教育施設整備事業債
3 給食施設	△6,400	給食施設整備事業債
1 災害復旧債	△13,500	災害復旧事業債

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 1 議会費 1 議会費						
		目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
特 定 財 源						国庫支出金	
1 議会費		211,373	△3,250	208,123			
** 計 **		211,373	△3,250	208,123			

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費						
		目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
特 定 財 源						国庫支出金	
1 一般管理費		1,661,166	△8,485	1,652,681			
2 文書広報費		193,031	△6,020	187,011			4,107
5 財産管理費		2,470,654	△438,875	2,031,779		△1,272	△9,600
7 企画費		110,428	46,998	157,426			47,624
8 公共交通対策費		262,966	△1,500	261,466	△6,000	4,500	
9 地域振興費		1,287,753	△459,538	828,215	△639	△4,200	△8,200
10 男女共同参画推進費		19,368	△1,002	18,366			
11 総合事務所費		1,069,312	△119,394	949,918	△74,777	△33,300	△11,295

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△3,250	8 旅費	△1,950 普通旅費 △300 議員研修旅費 △1,650
	12 委託料	△1,000 会議録作成等委託料 △1,000
	18 負担金補助及び交付金	△300 政務活動費 △300
△3,250		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△8,485	12 委託料	△498 スマートフォン教室開催運営等業務委託料 △498
	13 使用料及び賃借料	△660 A I - O C R 利用料 △660
	18 負担金補助及び交付金	△7,327 職員採用試験実施負担金 △307 宮古地区広域行政組合負担金 △7,020
△10,127	7 報償費	△500 行政連絡員謝礼金 △500
	12 委託料	△5,267 公式ホームページ再構築業務委託料 △4,767 公式ホームページ運用保守業務委託料 △500
	17 備品購入費	△253 庁用備品購入費 △253
72	12 委託料	△200 中心市街地拠点施設津波浸水対策改修工事監理業務委託料 △200
	14 工事請負費	△9,328 中心市街地拠点施設津波浸水対策改修工事費 △9,328
	24 積立金	△429,347 財政調整基金積立金 2,000 市勢振興基金積立金 △430,075 市債管理基金積立金 △1,272
△626	1 報酬	△203 総合計画審議会委員報酬 △203
	7 報償費	△154 復興推進総合アドバイザー謝礼金 △31 行政評価委員謝礼金 △123
	8 旅費	△45 普通旅費 △45
△16,425	12 委託料	△300 国土強靭化地域計画策定支援業務委託料 △300
	24 積立金	47,700 ふるさと宮古創生基金積立金 47,700
	18 負担金補助及び交付金	△1,500 広域生活路線維持事業補助金 △1,500
△1,002	1 報酬	△374 地域づくり協議会委員報酬 △274 空家等対策推進協議会委員報酬 △100
	7 報償費	△974 講師等謝礼金 △954 記念品 △20
	8 旅費	△2,419 普通旅費 △2,419
△22	10 需用費	△1,723 消耗品費 △1,145 燃料費 △427 印刷製本費 △151
	11 役務費	△3,666 通信運搬費 △430 手数料 △3,236
	12 委託料	△442,491 大仙市交流事業等委託料 △419 空家現況調査業務委託料 △300 イベント企画運営等業務委託料 △3,550 移住・定住促進業務委託料 △2,532 ふるさと納税業務代行委託料 △430,074 旧門馬小学校校舎等解体工事実施設計業務委託料 △5,616
△22	13 使用料及び賃借料	△2,119 自動車等賃借料 △2,119
	18 負担金補助及び交付金	△5,772 空家等利活用補助金 △1,023 地域おこし協力隊補助金 △2,520 地域自治組織活動拠点施設支援補助金 △1,380 会議等出席負担金 △849
	12 委託料	△1,002 男女共同参画市民意識アンケート調査業務委託料 △1,002
	12 委託料	△164 災害資料伝承館展示物等製作業務委託料 5,000 災害資料伝承館整備工事監理業務委託料 △5,000 新里総合事務所非常用予備発電設備等改修工事監理業務委託料 △142 新里総合事務所等施設概要等記録票作成業務委託料 △22

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
14 交通安全対策費		17,212	△1,500	15,712					
15 諸費		119,921	140,788	260,709					
* * 計 * *		7,494,361	△848,528	6,645,833	△81,416	△972	△51,100	△817,713	

会計 款 項	一般会計 2 総務費 2 徴税費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 税務総務費		174,718	△1,278	173,440					
2 賦課徴収費		144,839	△2,000	142,839					
* * 計 * *		319,557	△3,278	316,279					

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 戸籍住民基本台帳費		315,735		315,735	11,390				
* * 計 * *		315,735		315,735	11,390				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 4 選挙費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
3 参議院岩手県選挙区選出議員 補欠選挙費		47,457	△12,685	34,772	△22,227				

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
	14 工事請負費	△119,230	新里総合事務所非常用予備発電設備等改修工事費 △10,830 災害資料伝承館整備工事費 △103,400 災害資料伝承館看板設置工事費 △5,000
△1,500	7 報償費	△1,500	交通指導員謝礼金 △1,500
140,788	7 報償費	△133	講師等謝礼金 △50 記念品 △83
	8 旅費	△7	普通旅費 △7
	10 需用費	△214	食糧費 △45 印刷製本費 △169
	12 委託料	△357	駐車場整理業務委託料 △35 交通警備等委託料 △322
	22 償還金利子及び割引料	141,499	国庫支出金等返還金 141,499
102,673			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△1,278	13 使用料及び賃借料	△550	地方税 e L T A X サービス利用料 △550
	18 負担金補助及び交付金	△728	納稅貯蓄組合補助金 △351 納稅貯蓄組合連合会補助金 △377
△2,000	11 役務費	△2,000	手数料 △2,000
△3,278			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△11,390			(財源補正)
△11,390			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
9,542	1 報酬	△3,130	特別職非常勤職員報酬 △1,144 会計年度任用職員報酬 △1,986
	2 給料	△9	会計年度任用職員給料 △9
	3 職員手当等	△3,803	時間外勤務手当 △3,792 管理職特別手当 △11
	7 報償費	△771	ボスター掲示場設置場所等謝礼金 △106 講師等謝礼金 △665
	8 旅費	△34	普通旅費 △34
	10 需用費	△1,325	消耗品費 △720 食糧費 △39 印刷製本費 △534 修繕料 △32
	11 役務費	△362	通信運搬費 △234

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 4 選挙費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
4 宮古市議会議員補欠選挙費	65,124	△40,697	24,427						
5 衆議院議員総選挙費	53,978	△22,028	31,950		△26,258				
＊＊ 計 ＊＊	190,231	△75,410	114,821		△48,485				

会計 款 項	一般会計 2 総務費 6 監査委員費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 監査委員費	29,228	△38	29,190						
＊＊ 計 ＊＊	29,228	△38	29,190						

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△40,697			手数料 △110 保険料 △18
	12 委託料	△1,841	ポスター掲示場設置管理及び撤去業務委託料 △1,841
	13 使用料及び賃借料	△1,410	自動車等賃借料 △1,180 会場等使用料 △230
	1 報酬	△4,343	投票管理者等報酬 △2,693 会計年度任用職員報酬 △1,650
	3 職員手当等	△12,663	時間外勤務手当 △12,656 管理職特別手当 △7
	7 報償費	△665	講師等謝礼金 △665
	8 旅費	△12	普通旅費 △12
	10 需用費	△8,737	消耗品費 △6,981 燃料費 △252 食糧費 △107 印刷製本費 △1,307 修繕料 △90
	11 役務費	△1,565	通信運搬費 △730 手数料 △667 筆耕翻訳料 △142 保険料 △26
	12 委託料	△3,873	ポスター掲示場設置管理及び撤去業務委託料 △3,763 投票所入場券作成委託料 △110
4,230	13 使用料及び賃借料	△2,938	自動車等賃借料 △1,786 事務機器等賃借料 △512 会場等使用料 △640
	18 負担金補助及び交付金	△5,901	選挙公営負担金 △5,901
	1 報酬	△4,985	投票管理者等報酬 △3,300 会計年度任用職員報酬 △1,685
	3 職員手当等	△10,132	時間外勤務手当 △10,086 管理職特別手当 △46
	7 報償費	△665	講師等謝礼金 △665
	8 旅費	△34	普通旅費 △34
	10 需用費	△1,753	消耗品費 △1,206 燃料費 △244 食糧費 △113 印刷製本費 △100 修繕料 △90
	11 役務費	△708	通信運搬費 △304 手数料 △371 保険料 △33
	12 委託料	△1,571	ポスター掲示場設置管理及び撤去業務委託料 △1,571
	13 使用料及び賃借料	△2,180	自動車等賃借料 △1,391 事務機器等賃借料 △250 会場等使用料 △539
△26,925			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△38	11 役務費	△38	手数料 △38
△38			

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会福祉総務費		2,852,696	△61,231	2,791,465	△78,506	9,521			△17,437
4 老人ホーム費		149,440		149,440					△9,407
5 老人福祉費		1,302,897	17,656	1,320,553	7,370				△2,235
6 医療給付費		1,861,429	△7,790	1,853,639		△6,266	14,400		△12,006
** 計 **		6,206,411	△51,365	6,155,046	△71,136	3,255	14,400		△41,085

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費		442,189	△10,020	432,169	△1,628	1,458			△11,593
2 児童措置費		1,881,275	54,093	1,935,368	43,228	17,308			△10,982
3 児童福祉施設費		1,297,891	△23,658	1,274,233					△3,000
** 計 **		3,621,355	20,415	3,641,770	41,600	18,766			△25,575

会計 款 項	一般会計 3 民生費 4 災害救助費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 災害救助費		5,650	△5,150	500					
** 計 **		5,650	△5,150	500					

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
25,191	12 委託料	△1,026	宮古圏域地域障害児支援体制強化事業委託料 △1,026
	18 負担金補助及び交付金	△15	重症心身障害児施設宿泊施設運営負担金 △15
	19 扶助費	△60,190	特別障害者手当等給付費 1,370 低所得者支援給付金 △40,560 定額減税補足給付金 △21,000
			(財源補正)
9,407	18 負担金補助及び交付金	7,370	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 7,370
	19 扶助費	△9,762	老人ホーム入所措置費 △9,762
	27 繰出金	20,048	介護保険事業特別会計繰出金 20,048
△3,918	19 扶助費	12,046	子ども医療給付費 14,986 妊娠婦医療給付費 △4,510 重度心身障害者医療給付費 △2,800 ひとり親家庭等医療給付費 5,530 寡婦医療給付費 △1,160
	27 繰出金	△19,836	後期高齢者医療特別会計繰出金 △7,830 国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 △12,006
43,201			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
1,743	11 役務費	440	通信運搬費 440
	12 委託料	3,883	こども計画策定業務委託料 4,620 子育て支援員研修業務委託料 △737
	18 負担金補助及び交付金	△12,890	岩手県母子福祉協会宮古支部補助金 △50 在宅子育て支援金 △12,840
	19 扶助費	△1,453	母子家庭等自立支援教育訓練給付金 △1,453
4,539	12 委託料	25,278	私立保育所入所児童委託料 28,781 母子生活支援施設入所措置委託料 △3,503
	18 負担金補助及び交付金	△6,081	副食費給付金 △6,081
	19 扶助費	34,896	施設型給付費 45,621 施設等利用給付費 △10,725
△20,658	12 委託料	△22,078	保育所指定管理料 8,959 児童館指定管理料 △13,037 学童の家指定管理料 △15,000 重茂児童館児童送迎バス運行管理業務委託料 △3,000
	17 備品購入費	△1,580	庁用備品購入費 △1,580
△14,376			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△5,150	18 負担金補助及び交付金	△5,150	浸水宅地等復旧支援補助金 △500 被災者定住促進住宅建築利子補給補助金 △4,650
△5,150			

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	696,966	△40,904	656,062	△4,499	△1,513	△13,700		213
2 予防費	388,331	△83,000	305,331					△45,650
3 環境衛生費	128,905	△824	128,081					
4 公害対策費	16,040	△2,612	13,428					△101
5 診療所費	50,786	△7,757	43,029			△800	△1,000	
6 火葬場費	298,355	△46,213	252,142			△43,300	△1,072	
7 エネルギー推進費	1,629,250	△184,588	1,444,662	△183,703				△852
＊＊ 計 ＊＊	3,208,633	△365,898	2,842,735	△188,202	△1,513	△57,800	△48,462	

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 2 清掃費	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 清掃総務費	1,013,345	△51,302	962,043				△3,000	
＊＊ 計 ＊＊	1,013,345	△51,302	962,043				△3,000	

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△21,405	7 報償費	△361 講師等謝礼金 △361
	10 需用費	△100 消耗品費 △100
	12 委託料	△15,454 成人健康診査委託料 △6,680 妊婦・乳児健康診査委託料 △6,200 デイサービス型産後ケア委託料 △2,124 訪問歯科健診業務委託料 △450
	18 負担金補助及び交付金	△4,432 医師養成事業市町村負担金 △432 出産・子育て応援給付金 △4,000
	20 貸付金	△13,300 医師等養成奨学資金貸付金 △13,300
	27 繰出金	△7,257 国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金 △7,257
	12 委託料	△83,000 予防接種業務委託料 △12,000 結核健康診断業務委託料 △1,000 新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託料 △70,000
△824	8 旅費	△84 普通旅費 △84
	13 使用料及び賃借料	△440 重機等賃借料 △440
	18 負担金補助及び交付金	△300 公衆浴場施設設備改善事業補助金 △300
△2,511	12 委託料	△2,608 河川等水質分析業務委託料 △707 自然観察会実施委託料 △101 環境基本計画策定支援業務委託料 △1,800
	18 負担金補助及び交付金	△4 東北都市環境問題対策協議会事業費負担金 △4
△5,957	10 需用費	△7,000 医薬材料費 △7,000
	12 委託料	△757 休日急患診療所改修工事設計業務委託料 △757
△1,841	10 需用費	△3,014 燃料費 △1,942 修繕料 △1,072
	12 委託料	△1,375 みやこ斎苑大規模改修工事監理業務委託料 △1,375
	14 工事請負費	△41,824 みやこ斎苑火葬炉改修工事費 △950 みやこ斎苑大規模改修工事費 △40,874
△33	7 報償費	△143 講師等謝礼金 △143
	8 旅費	△239 普通旅費 △224 研修旅費 △15
	12 委託料	△16,873 地域脱炭素普及啓発業務委託料 △7,526 住宅省エネルギー診断業務委託料 △4,400 地域脱炭素事業支援業務委託料 △4,886 夜間連系太陽光発電事業用地内法定外公共物測量業務委託料 △61
	18 負担金補助及び交付金	△168,933 住宅用PPA太陽光発電・蓄電池導入事業費補助金 △7,838 宮古新電力再エネ100%電気供給促進補助金 △99,950 住宅省エネルギー設備更新促進補助金 △30,000 再生可能エネルギー設備導入促進補助金 △2,238 電気自動車等導入促進補助金 △5,700 公共施設PPA太陽光発電・蓄電池導入事業費補助金 △15,976 再エネ100%電気供給促進補助金 △7,213 会議等出席負担金 △18
	24 積立金	1,600 再生可能エネルギー基金積立金 1,600
△69,921		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△48,302	7 報償費	△500 資源集団回収奨励金 △500
	8 旅費	△150 普通旅費 △150
	12 委託料	△2,000 公共施設ごみ収集業務委託料 △2,000
	18 負担金補助及び交付金	△48,652 宮古地区広域行政組合負担金 △48,652
△48,302		

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 5 労働費 1 労働諸費				
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源
					特 定 財 源
					国庫支出金 県支出金 地 方 債 そ の 他
1 労働諸費	60,772	△2,800	57,972		
* * 計 * *	60,772	△2,800	57,972		△1,000

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費						
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
					国庫支出金 県支出金 地 方 債 そ の 他		
1 農業委員会費	39,853	△619	39,234		△880		
2 農業総務費	116,692	△5,550	111,142			△1,300	
3 農業振興費	302,478	△9,431	293,047		△2,968		△5,181
4 畜産業費	23,160	△1,624	21,536				
5 農地費	7,109	△1,365	5,744			△2,900	
6 国土調査費	224,724	△38,717	186,007		△26,085		
* * 計 * *	714,016	△57,306	656,710		△29,933	△4,200	△5,181

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費						
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
					国庫支出金 県支出金 地 方 債 そ の 他		
1 林業総務費	229,604	△32,944	196,660		△1,940	400	△19,912

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△1,800	18 負担金補助及び交付金	△2,800	トライアル雇用奨励金 新規学卒者等就業奨励金
△1,800			△1,800 △1,000

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
261	8 旅費	△350	研修旅費
	13 使用料及び賃借料	△269	自動車等賃借料
△4,250	14 工事請負費	△1,223	和井内ふるさと会館舞台設備改修工事費
	18 負担金補助及び交付金	△4,327	下水道事業会計負担金
△1,282	1 報酬	△108	鳥獣被害対策実施隊員報酬
	7 報償費	△419	ふれあい農園管理謝礼金 農業振興ビジョン策定委員会委員謝礼金 地産地消推進計画策定委員会委員謝礼金 農業相談員謝礼金 岩手県わさび品評会記念品
	18 負担金補助及び交付金	△8,904	宮古市鳥獣被害防止対策協議会負担金 農業次世代人材投資事業補助金 地域農業計画実践支援事業費補助金 耕作放棄地解消事業補助金 しそ安定生産確保対策事業費補助金 地域資源活用型集落営農推進事業費補助金 機構集積協力金 経営所得安定対策推進事業費補助金 農業担い手確保対策事業補助金 農業経営収入保険加入支援事業補助金 銀河のしづく作付継続支援事業補助金 多面的機能支払交付金 農業經營基盤強化資金利子補給金 農業近代化資金利子補給金
△1,624	18 負担金補助及び交付金	△1,624	公共牧場利用促進事業費補助金
1,535	12 委託料	△1,365	松草橋改修工事実施設計業務委託料
△12,632	7 報償費	△900	国土調査員謝礼金
	8 旅費	△120	普通旅費 研修旅費
	10 需用費	1,400	消耗品費 燃料費
	11 役務費	500	通信運搬費
	12 委託料	△40,800	地籍調査業務委託料
	13 使用料及び賃借料	1,288	事務機器等賃借料
	18 負担金補助及び交付金	△85	岩手県国土調査推進協議会負担金
△17,992			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△11,492	7 報償費	△63	講師等謝礼金
	8 旅費	△100	普通旅費
	11 役務費	△3	保険料

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 林業振興費		72,154	△12,855	59,299		△3,885			△2,265
3 造林費		21,200	△14,847	6,353		△6,303			△35
* * 計 * *		324,908	△60,646	264,262		△12,128	400	△22,212	

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 水産業総務費		83,729	△6,390	77,339					
2 水産業振興費		310,840	△14,179	296,661		△3,859	△3,600	△1,323	
4 漁港建設費		533,440	△26,126	507,314		△13,063	△13,000		
5 水産科学館費		52,261	△800	51,461					
* * 計 * *		1,014,407	△47,495	966,912		△16,922	△16,600	△1,323	

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
	12 委託料	△32,768
		林業者センター等指定管理料 △22 豊かな森林維持管理委託料 △24 林道安庭害鷹森線等 P C B 含有塗膜調査業務委託料 △786 林地台帳更新業務委託料 △66 地域林政アドバイザー業務委託料 △546 森林所有者施業講習等業務委託料 △22 森林経営管理事業業務委託料 △28,907 森林現況調査業務委託料 △1,334 新里地区林道及び作業道整備業務委託 △244 林道豊峰沢線・大鰐谷線改修工事実施設計業務委託料 △817
	13 使用料及び賃借料	△10
△6,705	7 報償費	△87
	12 委託料	△4,820
		松くい虫侵入・ナラ枯れ確認等巡視業務委託料 △58 ナラ枯れ被害木駆除処理業務委託料 △4,762
	18 負担金補助及び交付金	△7,948
		林業担い手確保対策事業補助金 △2,265 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 △53 しいたけほど木整備事業補助金 △3,500 菌草類生産拡大対策事業補助金 △2,100 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金 △30
△8,509	7 報償費	△44
	10 需用費	△203
	11 役務費	△5,581
		通信運搬費 △19 手数料 △376 保険料 △5,186
	12 委託料	△8,761
		市有林等施業委託料 △7,416 市行造林等施業委託料 △1,345
	13 使用料及び賃借料	△258
		自動車等賃借料 △234 事務機器等賃借料 △20 会場等使用料 △4
	△26,706	

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△6,390	18 負担金補助及び交付金	△8,390
	27 繰出金	2,000
△5,397	8 旅費	△313
	10 需用費	△66
	11 役務費	△138
	12 委託料	△3,009
		鮮さんま買い付け等業務委託料 △1,286 陸上養殖調査業務委託料 △1,323 和井内養魚場種苗生産施設整備工事監理業務委託料 △400
	14 工事請負費	△3,200
	18 負担金補助及び交付金	△7,453
		漁業共済掛金補助金 △255 浜の活力再生施設整備事業費補助金 △3,859 水産業復旧緊急支援対策事業費補助金 △2,489 ホタテ稚貝購入支援補助金 △850
△63	12 委託料	△125
	14 工事請負費	△26,001
△800	12 委託料	△800
△12,650		

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	補正額の財源					
		補正額		計	特定期財源		
国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
2 商工振興費	1,010,859	△27,485	983,374		△11,000		△16,485
3 観光費	661,696	△25,406	636,290		△2,500	△20,100	△9,742
＊＊ 計 ＊＊	1,761,287	△52,891	1,708,396		△13,500	△20,100	△26,227

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	補正額の財源					
		補正額		計	特定期財源		
国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
2 道路維持費	836,514	△6,796	829,718	6,934		△3,600	
3 道路新設改良費	438,814	6,200	445,014	31,482		△25,400	33
＊＊ 計 ＊＊	1,323,750	△596	1,323,154	38,416		△29,000	33

会計 款 項	一般会計 8 土木費 3 河川費	補正額の財源					
		補正額		計	特定期財源		
国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
2 砂防費	3,000	400	3,400			300	
＊＊ 計 ＊＊	87,959	400	88,359			300	

会計 款 項	一般会計 8 土木費 4 港湾費	補正額の財源					
		補正額		計	特定期財源		
国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
1 港湾費	126,806	△2,800	124,006				
＊＊ 計 ＊＊	126,806	△2,800	124,006				

(単位・千円)

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
	18 負担金補助及び交付金	△27,485
		産業振興補助金 △3,885
		水産加工業人材確保支援事業補助金 △22,000
		企業立地推進事業報奨金 △1,600
6,936	7 報償費	△333
	14 工事請負費	△25,073
		タイマグラキャンプ場トイレ新築・解体工事費 △2,628
		浄土ヶ浜園地内道路改良工事費 △5,000
		横沢温泉静峰苑木質薪ボイラー更新工事費 △3,250
		道の駅たろう緊急安全対策工事費 △2,195
		グリーンピア三陸みやこ変電設備更新工事費 △12,000
6,936		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△10,130	10 需用費	△4,500
	14 工事請負費	11,100
		光熱水費 △4,500
		生活排水路整備工事費 △2,900
		道路施設等長寿命化修繕工事費 14,000
	17 備品購入費	△8,496
	18 負担金補助及び交付金	△4,900
85	11 役務費	△52
	12 委託料	4,964
		測量調査設計業務委託料 5,000
		藤原海岸線道路設計業務委託料 △36
	14 工事請負費	△9,712
		崎山松月線道路改良工事費 2,588
		御殿山線道路改良工事費 △8,800
		新町根井沢線道路改良工事費 △2,500
		末広町線施設整備工事費 △1,000
	21 補償補填及び賠償金	11,000
△10,045		末広町線整備事業損失補償費 11,000

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
100	18 負担金補助及び交付金	400
100		急傾斜地崩壊対策事業負担金 400

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△2,800	18 負担金補助及び交付金	△2,800
△2,800		港湾施設使用料補助金 △1,400
		宮古港フェリー利用促進事業補助金 △1,400

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計		補正額	計	補正額の財源					
	8 土木費				特定財源					
	5 都市計画費				国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
1 都市計画総務費	179,764	△11,531	168,233					△11,122		
3 都市下水路費	2,851	△720	2,131					△700		
4 公園費	149,044	△4,309	144,735				△3,500			
* * 計 * *	948,941	△16,560	932,381				△3,500	△11,822		

会計 款 項	一般会計		補正額	計	補正額の財源					
	8 土木費				特定財源					
	6 住宅費				国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
1 建築総務費	132,847	△20,172	112,675		△9,477	△4,397				
2 住宅管理費	271,476	△6,560	264,916	△3,280		△3,300		20		
* * 計 * *	404,323	△26,732	377,591	△12,757	△4,397	△3,300		20		

会計 款 項	一般会計		補正額	計	補正額の財源					
	9 消防費				特定財源					
	1 消防費				国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
1 常備消防費	1,429,898	△33,338	1,396,560				△29,300			
2 非常備消防費	151,844	△3,000	148,844							
3 消防施設費	43,627	△3,700	39,927				△3,700			
4 防災費	304,502	△10,704	293,798	3,369			△8,700	632		
* * 計 * *	1,929,871	△50,742	1,879,129	3,369			△41,700	632		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△409	1 報酬	△358
	7 報償費	△68
	8 旅費	△172
	12 委託料	△10,929
	18 負担金補助及び交付金	△4
△20	10 需用費	△700
	12 委託料	△20
△809	7 報償費	△504
	14 工事請負費	△3,805
△1,238		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△6,298	12 委託料	△189
	18 負担金補助及び交付金	△19,983
	14 工事請負費	△6,560
△6,298		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△4,038	18 負担金補助及び交付金	△33,338
	1 報酬	△3,000
	14 工事請負費	△2,200
△6,005	18 負担金補助及び交付金	△1,500
	11 役務費	△1,550
	12 委託料	△219
	14 工事請負費	△8,935
△13,043		

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 事務局費		588,293	△1,849	586,444					△937
3 教育研究所費		247,132	△6,149	240,983		△6,149			
＊＊ 計 ＊＊		838,393	△7,998	830,395		△6,149			△937

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費		452,512	△16,241	436,271		△3,135		△10,100	△1,944
2 教育振興費		249,970	△6,992	242,978					
＊＊ 計 ＊＊		702,482	△23,233	679,249		△3,135		△10,100	△1,944

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費		383,011	△6,311	376,700		5,098		△10,400	
2 教育振興費		172,974	△3,704	169,270					

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△912	1 報酬	△138 教育振興基本対策審議会委員報酬 △138
	12 委託料	△2,176 教育機関文書等集配業務委託料 △360 外国語指導助手派遣業務委託料 △1,816
	18 負担金補助及び交付金	1,402 派遣指導主事給与費等負担金 1,402
	20 貸付金	△7,975 獎学資金貸付金 △7,975
	24 積立金	7,038 獎学基金積立金 6,954 教育振興基金積立金 84
	7 報償費	△50 講師等謝礼金 △50
	8 旅費	△100 普通旅費 △100
	10 需用費	△1,200 消耗品費 △134 印刷製本費 △1,066
	11 役務費	△900 手数料 △900
	13 使用料及び賃借料	△3,899 自動車等賃借料 △3,667 会場等使用料 △232
△912		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△1,062	10 需用費	△200 消耗品費 △200 燃料費 △6,863 光熱水費 6,863
	11 役務費	△108 保険料 △108
	12 委託料	△3,114 児童健康診断等委託料 △600 教員住宅解体工事実施設計業務委託料 △1,989 小学校防火シャッター等改修工事監理業務委託料 △525
	14 工事請負費	△12,819 旧田老第三小学校プール解体工事費 △99 小学校防火シャッター等改修工事費 △12,720
△6,992	12 委託料	△5,000 スクールバス運行委託料 △3,000 児童送迎委託料 △2,000
	13 使用料及び賃借料	△556 学校P C機器等賃借料 △441 著作権使用料 △115
	18 負担金補助及び交付金	△1,424 宮古市学校保健会事業費補助金 △120 宮古市小学校体育連盟事業費補助金 △100 宮古市小中学校芸術文化教育連盟事業費補助金 △4 宮古市小学校クラブ活動大会派遣事業費補助金 △1,200
	19 扶助費	△12 遠距離通学児童支援費 △12
△8,054		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
△1,009	1 報酬	△100 学校医等報酬 △100
	10 需用費	燃料費 △1,433 光熱水費 1,433
	11 役務費	△65 保険料 △65
	12 委託料	△1,005 生徒健康診断等委託料 △900 中学校防火シャッター等改修工事監理業務委託料 △105
	14 工事請負費	△5,141 中学校防火シャッター等改修工事費 △5,141
△3,704	11 役務費	△126 通信運搬費 △126

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費						
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源	国庫支出金	県支出金	地 方 債
** 計 **	555,985	△10,015	545,970	5,098		△10,400	

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費						
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源	国庫支出金	県支出金	地 方 債
1 社会教育総務費	83,198	△1,565	81,633	△3,198			
2 公民館費	150,897	△1,114	149,783				△836
3 図書館費	149,159	△380	148,779			△400	
4 市民文化会館費	348,968	△40,332	308,636			△40,400	
5 文化振興費	276,732	△10,237	266,495	△8,199	△965	△3,300	△2,257
** 計 **	1,008,954	△53,628	955,326	△8,199	△4,163	△44,100	△3,093

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費						
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源	国庫支出金	県支出金	地 方 債
1 保健体育総務費	74,519	△578	73,941		998		△1,576
2 体育施設費	372,193	△23,501	348,692			△6,700	△14,669
3 学校給食費	572,587	△8,415	564,172		△1,415	△6,400	△3,900
** 計 **	1,019,299	△32,494	986,805		△417	△13,100	△20,145

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
	12 委託料	△2,600 生徒送迎委託料 △600 スクールバス運行委託料 △2,000
	13 使用料及び賃借料	△100 学校P C機器等賃借料 △11 著作権使用料 △89
	18 負担金補助及び交付金	△852 宮古地区中学校文化連盟事業費補助金 △2 中学校運動部大会派遣事業費補助金 △500 中学校文化部大会派遣事業費補助金 △350
	19 扶助費	△26 遠距離通学生徒支援費 △26
△4,713		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
1,633	7 報償費	△92 講師等謝礼金 △92
	13 使用料及び賃借料	△1,434 事務機器等賃借料 △1,369 黒石市中高生交流事業・会場等使用料 △65
	18 負担金補助及び交付金	△39 会議等出席負担金 △39
△278	12 委託料	△278 施設管理等委託料 △278
	14 工事請負費	△836 鍬ヶ崎公民館外壁補修工事費 △836
20	12 委託料	△380 外壁改修工事実施設計業務委託料 △380
68	12 委託料	△1,567 市民文化会館屋根防水等工事監理業務委託料 △1,512 特殊建築物定期報告調査業務委託料 △55
	14 工事請負費	△38,765 市民文化会館屋根防水等工事費 △6,382 市民文化会館大ホール天井改修工事費 △32,383
4,484	7 報償費	△193 史跡環境整備等謝礼金 △193
	10 需用費	△2,898 消耗品費 △829 燃料費 △2 印刷製本費 △2,067
	11 役務費	△684 手数料 △684
	12 委託料	△1,129 北上山地民俗資料館空調設備改修工事監理業務委託料 △900 崎山貝塚縄文の森公園複合施設保守等委託料 △229
	13 使用料及び賃借料	△2,933 重機等賃借料 △676 自動車等賃借料 △2,257
	14 工事請負費	△2,400 北上山地民俗資料館空調設備改修工事費 △2,400
5,927		

内訳	節	説明
一般財源	区分	金額
	8 旅費	△56 費用弁償 △56
	12 委託料	△104 地域スポーツクラブ体制整備実証事業委託料 △104
	13 使用料及び賃借料	△418 会場等使用料 △418
△2,132	12 委託料	△3,560 社会体育施設L E D化改修工事実施設計業務委託料 △2,435 千徳地区体育館屋根改修実施設計業務委託料 △1,125
	14 工事請負費	△3,072 宮古運動公園陸上競技場倉庫設置工事費 △3,072
	17 備品購入費	△16,869 体育施設備品購入費 △16,869
3,300	14 工事請負費	△1,022 田老給食センターキュービクル機器更新工事費 △1,022
	17 備品購入費	△7,393 納食センター備品購入費 △2,153 給食センター配達車両購入費 △5,240
1,168		

## 2 歳出

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 公共土木施設災害復旧費	227,818	△21,570	206,248	△7,141		△14,200	
	** 計 **		227,818	△21,570	206,248	△7,141		△14,200	

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 2 農林水産業施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	2 林業施設災害復旧費		115,861		115,861		△2,108	700	
	** 計 **		174,861		174,861		△2,108	700	

会計 款 項	一般会計 12 公債費 1 公債費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	1 元金		4,023,872	△5,715	4,018,157				△5,575
	2 利子		148,971	△9,314	139,657				219
	** 計 **		4,172,844	△15,029	4,157,815				△5,356

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△229	12 委託料	△22,170	道路河川災害復旧調査設計業務委託料 田鎖地区排水作業業務委託料 筆界調査業務委託料
	16 公有財産購入費	300	用地取得費
	21 補償補填及び賠償金	300	補償費
△229			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
1,408			(財源補正)
1,408			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△140	22 償還金利子及び割引料	△5,715	長期債元金償還金
△9,533	22 償還金利子及び割引料	△9,314	長期債償還利子
△9,673			

# 付 表

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一般職

#### (1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 ) 530		2,015,884	1,686,123	3,702,007	730,102	4,432,109	
補 正 前	( 1 ) 530		2,015,884	1,711,583	3,727,467	730,102	4,457,569	
比 較	( )			△ 25,460	△ 25,460		△ 25,460	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	52,266	29,724	36,172	4,368	254,742	834	2,342	29,255
	補 正 前	52,266	29,724	36,172	4,368	280,138	834	2,342	29,255
	比 較					△ 25,396			
	区 分	管理職員特別勤務手当(千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)		
	補 正 後	582	457,032	358,232	460,574				
	補 正 前	646	457,032	358,232	460,574				
	比 較	△ 64							

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
職員手当	△ 25,460	その他の増減分	△ 25,460 選挙事務終了による減	

## 給与費明細書

2 会計年度任用職員

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)			
補正後	( 382 ) 85	679,855	295,931	397,049	1,372,835	220,636	1,593,471	
補正前	( 382 ) 85	685,176	295,940	398,187	1,379,303	220,636	1,599,939	
比較	( )	△ 5,321	△ 9	△ 1,138	△ 6,468		△ 6,468	

職員手当の内訳	区分	通勤手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	休日勤務手当(千円)	期末手当(千円)	勤勉手当(千円)	退職手当負担金(千円)	夜間勤務手当(千円)
	補正後	8,242	1,193	11,210	228	191,399	156,428	26,906	1,443
	補正前	8,242	1,193	12,348	228	191,399	156,428	26,906	1,443
	比較			△ 1,138					

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	△ 5,321	その他の増減分	△ 5,321 選挙事務終了による減	
給料	△ 9	その他の増減分	△ 9 選挙事務終了による減	
職員手当等	△ 1,138	その他の増減分	△ 1,138 選挙事務終了による減	

(参考)

令和6年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	12 委託料	新市20周年記念	1,000			1,000				1,000					
計					1,000			1,000				1,000					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 総務費	1 総務管理費	8 公共交通費 対策費	12 委託料	鉄道確保維持	12,950	950		12,000		5,984		6,016					
			18 負担金補助 及び交付金		91,711	91,711											
計					104,661	92,661		12,000		5,984		6,016					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 総務費	1 総務管理費	11 総合事務所費	12 委託料	災害資料伝承館整備	45,000	35,000		10,000	10,000								
			14 工事請負費		502,600	502,600											
			17 備品購入費		10,000	10,000											
計					557,600	547,600		10,000	10,000								

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 民生費	1 社会福祉費	5 老人福祉費	18 負担金補助 及び交付金	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 施 設 等 整 備	7,370			7,370		7,370							
計					7,370			7,370		7,370							

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 民 生 費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11 役務費	こども計画策定	440			440				5,060					
			12 委託料		4,620			4,620									
計					5,060			5,060				5,060					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6 農林水産業費	1 農業費	6 国土調査費	10 需用費	国 土 調 査	5,243	3,843		1,400		2,850		1,538					
			11 役務費		2,005	1,505		500									
			12 委託料		104,423	103,223		1,200									
			13 使用料 及び賃借料		1,288			1,288									
計					112,959	108,571		4,388		2,850		1,538					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道橋りょう費	2 道路維持費	12 委託料	道 路 施 設 管 理 長 寿 命 化 修 等 繕	35,756	30,756		5,000		32,065	22,900	35					
			14 工事請負費		90,366	40,366		50,000									
計					126,122	71,122		55,000		32,065	22,900	35					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道橋りょう費	2 道路維持費	10 需用費	交 通 安 全 対 策	277	277				8,162	5,800	38					
			12 委託料		1,181	1,181											
			14 工事請負費		40,000	26,000		14,000		8,162	5,800	38					
					41,458	27,458		14,000		8,162	5,800	38					
計																	

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	17 備品購入費	除雪車両整備	38,500			38,500		25,700	12,800						
計					38,500			38,500		25,700	12,800						

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路改良費	12 委託料	崎山松月線道路改良工事請負費	18,788	2,488		16,300		36,994	32,800	6					
			14		140,488	86,988		53,500		36,994	32,800	6					
計					159,276	89,476		69,800		36,994	32,800						

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道橋りょう費	3 道路新設費	10 需用費	和井内地区道路改良	705	705				4,187	3,700	13					
			14 工事請負費		15,741	7,841		7,900									
			21 補償補填及び賠償金		6,000	6,000											
			計		22,446	14,546		7,900		4,187	3,700	13					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道橋りょう費	3 道路新設費	11 役務費	牛伏地区道路改良	418	418				3,551	3,100	49					
			12 委託料		17,500	10,800		6,700									
			計		17,918	11,218		6,700		3,551	3,100	49					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道橋りょう費	3 路改良費	12 道路新設費	委託料	新川町保久田線進無電柱化推進	5,000			5,000	2,915	2,000	85					
計						5,000			5,000	2,915	2,000	85					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	2 道橋りょう費	3 路改良費	12 道路新設費	委託料	末広町線進無電柱化推進	11,671	3,501		8,170	94	11,176	7,900					
				21 補償補填及び賠償金		11,000			11,000								
計						22,671	3,501		19,170	94	11,176	7,900					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	3 河川費	1 河川維持費	12 委託料	河川環境整備	15,000	15,000				15,000							
			14 工事請負費		15,000			15,000									
計					30,000	15,000		15,000		15,000							

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	3 河川費	1 河川維持費	11 役務費	浸水対策	35	35				26,600		30					
			12 委託料		5,400	5,400											
			14 工事請負費		40,400	13,770		26,630									
			16 公有財産購入費		4,800	4,800											
			21 補償補填及び賠償金		2,000	2,000											
			計		52,635	26,005		26,630		26,600							

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8 土木費	6 住宅費	1 建築総務費	10 需用費	エアコン設置支援	377	377						10,022					
			11 役務費		102	80		22									
			18 負担金補助 及び交付金		50,000	40,000		10,000									
計					50,479	40,457		10,022				10,022					

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
11 災害復旧費	2 農林水産業施 設災害復旧費	1 漁港灾害復旧費	12 委託料	漁港施設災害復旧 (令和6年2月低気圧)	3,000	3,000				26,666	13,300	34					
			14 工事請負費		50,000	10,000		40,000									
			計		53,000	13,000		40,000		26,666	13,300						

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
11 災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	1 渔港灾害復旧費	14 工事請負費	漁港施設災害復旧(令和6年台風5号)	6,000			6,000		4,000	2,000						
計					6,000			6,000		4,000	2,000						

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳								
款	項	目	節						既 収 入	未収入特定財源							
									特定財源	国県支出金	地 方 債	そ の 他					
11 災害復旧費	2 農林水産業施設災害復旧費	2 林業施設灾害復旧費	12 委託料	林業施設災害復旧(令和6年台風5号)	31,800			31,800									
			13 使 用 料 及び賃借料		2,000	2,000				34,500		11,300					
			14 工事請負費		14,000			14,000									
			15 原 材 料 費		1,000	1,000				34,500		11,300					
計					48,800	3,000		45,800									

(参考)

## 令和6年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

	科 目				事 業 名 予算額	歳 出 (見込)額	年 度 内 支 出 不 用 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳							
	款	項	目	節					既 収 入	未 収 入 特 定 財 源						
									特 定 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
変更前	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	10 需用費	低所得者世帯支援給付金支給 (物価高騰対策)	645	645			24,000						
				11 役務費		2,282	2,282									
				12 委託料		7,103	7,103									
				19 扶助費		252,000	228,000		24,000							
				計		262,030	238,030		24,000		24,000					
変更後	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	10 需用費	低所得者世帯支援給付金支給 (物価高騰対策)	645	645			28,373						
				11 役務費		2,282	1,712		570							
				12 委託料		7,103	3,300		3,803							
				19 扶助費		252,000	228,000		24,000							
				計		262,030	233,657		28,373		28,373					

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			
変更前	8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	14 工事請負費	道路維持管理	213,400	130,000		83,400		83,400		83,400	
計						213,400	130,000		83,400		83,400		83,400	
変更後	8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	14 工事請負費	道路維持管理	213,400	113,647		99,753		99,700		99,700	53
	計					213,400	113,647		99,753		99,700		99,700	53

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			
変更前	8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総務費	12 委託料	再開発準備	30,500	17,900		12,600		12,600		12,600	
計						30,500	17,900		12,600		12,600		12,600	
変更後	8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総務費	12 委託料	再開発準備	30,500	2,000		28,500	28,500				
	計					30,500	2,000		28,500	28,500				

(単位・千円)

科 目	款 項 目	節	事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
								既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				
									国県支出金	地方債	その他		
変 更 前	11 災害復旧費 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	10 需用費	道路河川災害復旧 (令和6年7月豪雨)	1,000	1,000					6	
				12 委託料		20,900	20,900						
				14 工事請負費		35,117			35,117				
				計		57,017	21,900		35,117		23,411	11,700	6
変 更 後	11 災害復旧費 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	10 需用費	道路河川災害復旧 (令和6年7月豪雨)	1,000	1,000					75	
				12 委託料		6,500	5,357		1,143				
				14 工事請負費		35,117			35,117				
				計		42,617	6,357		36,260		24,185	12,000	75

(単位・千円)

	科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年 度 内 支 出 (見込) 額	不 用 額	翌 年 度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一般財源	
変 更 前	11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	10 需 用 費	道路河川災害復旧 (令和6年台風5号)	2,000	2,000			93,533	46,700	67		
				12 委 託 料		24,500	24,500							
				14 工事請負費		140,300			140,300					
				16 公 有 財 産 購 入 費										
				21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金										
				計			166,800	26,500	140,300					
変 更 後	11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	10 需 用 費	道路河川災害復旧 (令和6年台風5号)	2,000	2,000			93,580	51,000	20		
				12 委 託 料		16,730	13,030		3,700					
				14 工事請負費		140,300			140,300					
				16 公 有 財 産 購 入 費		300			300					
				21 補 償 補 填 及 び 賠 償 金		300			300					
				計			159,630	15,030	144,600					

## 付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込	
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 普 通 債	31,234,018	30,993,353	3,652,300	△ 292,900	3,359,400	2,769,112	△ 5,715	2,763,397	31,589,356	
(1) 総 务 債	5,943,765	5,736,487	344,000	△ 18,100	325,900	208,509		208,509	5,853,878	
(2) 民 生 債	502,215	458,332				47,162	△ 5,809	41,353	416,979	
(5) 商 工 債	369,856	318,512	145,200	△ 12,000	133,200	51,488		36	51,524	400,188
(6) 土 木 債	3,263,900	3,215,593	481,100	12,300	493,400	351,894		40	351,934	3,357,059
(7) 消 防 債	2,474,355	2,255,889	489,600	△ 41,700	447,900	392,769		392,769	2,311,020	
(8) 教 育 債	3,405,072	3,048,805				334,097		18	334,115	2,714,690
(10) 過疎対策事業債	13,571,965	14,436,979	2,187,400	△ 233,400	1,954,000	1,209,755		1,209,755	15,181,224	
2. 災 害 復 旧 債	3,840,554	3,602,048	166,700	△ 13,500	153,200	312,724		312,724	3,442,524	
(1) 補助災害復旧事業債	2,693,039	1,085,572	101,700	△ 6,600	95,100	90,968		90,968	1,089,704	
(2) 単独災害復旧事業債	1,147,515	2,516,476	65,000	△ 6,900	58,100	221,756		221,756	2,352,820	
補正されなかつた 区分に係る額	9,503,006	8,598,384	49,400		49,400	942,036		942,036	7,705,748	
合 計	44,577,578	43,193,785	3,868,400	△ 306,400	3,562,000	4,023,872	△ 5,715	4,018,157	42,737,628	
※うち合併特例債	9,273,721	8,637,689				616,576		52	616,628	8,021,061

議案第15号

令和6年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

令和6年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122, 152千円を追加し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5, 675, 355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	項	補正前の額	補 正 額
3 県支出金			4,092,366	92,940
	1 県補助金		4,092,366	92,940
5 繰入金			578,680	29,212
	1 他会計繰入金		574,870	△12,006
	2 基金繰入金		3,810	41,218
補正されなかった款項にかかる額			882,157	
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊			5,553,203	122,152
				5,675,355

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	項	補正前の額	補 正 額
2 保険給付費			3,989,902	91,000
	1 療養諸費		3,417,116	91,000
8 諸支出金			65,296	31,152
	1 償還金及び還付加算金		5,270	29,212
	2 繰出金		60,026	1,940
補正されなかった款項にかかる額			1,498,005	
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊			5,553,203	122,152
				5,675,355



歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 県支出金 1 県補助金		
	目	補正前の額	補 正 額
	1 保険給付費等交付金	4,092,366	92,940
	* * 計 * *	4,092,366	92,940
			4,185,306

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繝入金 1 他会計繝入金		
	目	補正前の額	補 正 額
	1 一般会計繝入金	574,870	△12,006
	* * 計 * *	574,870	△12,006
			562,864

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繝入金 2 基金繝入金		
	目	補正前の額	補 正 額
	1 財政調整基金繝入金	3,810	41,218
	* * 計 * *	3,810	41,218
			45,028

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	91,000	普通交付金
2 特別交付金	1,940	特別交付金

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△12,006	一般会計繰入金

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	41,218	財政調整基金繰入金

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計					
	2 保険給付費					
	1 療養諸費					
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
					特 定 財 源	
					国庫支出金	県支出金
1 一般被保険者療養給付費	3,385,725	90,000	3,475,725		90,000	
3 一般被保険者療養費	21,597	1,000	22,597		1,000	
* * 計 * *	3,417,116	91,000	3,508,116		91,000	

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計					
	3 国民健康保険事業費納付金					
	1 医療給付費分納付金					
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
					特 定 財 源	
					国庫支出金	県支出金
1 一般被保険者医療給付費分納付金	801,252		801,252			29,212
* * 計 * *	801,253		801,253			29,212

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計					
	8 諸支出金					
	1 償還金及び還付加算金					
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
					特 定 財 源	
					国庫支出金	県支出金
3 償還金	1	29,212	29,213			
* * 計 * *	5,270	29,212	34,482			

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計					
	8 諸支出金					
	2 繰出金					
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
					特 定 財 源	
					国庫支出金	県支出金
1 直営診療施設勘定繰出金	60,026	1,940	61,966		1,940	
* * 計 * *	60,026	1,940	61,966		1,940	

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
	18 負担金補助及び交付金	90,000	一般被保険者療養給付費 90,000
	18 負担金補助及び交付金	1,000	一般被保険者療養費 1,000

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△29,212			(財源補正)
△29,212			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
29,212	22 償還金利子及び割引料	29,212	国庫支出金等返還金 29,212
29,212			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
	27 繰出金	1,940	直営診療施設勘定繰出金 1,940



議案第16号

令和6年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）

令和6年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,186千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ465,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
	款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 診療収入		217,391	△14,362	203,029
	2 外来収入	176,678	△5,129	171,549
	3 その他診療収入	40,712	△9,233	31,479
2 介護サービス収入		1,199	△90	1,109
	1 介護給付費収入	1,092	△100	992
	2 自己負担金収入	107	10	117
4 繰入金		236,693	△5,317	231,376
	1 他会計繰入金	236,693	△5,317	231,376
6 諸収入		15,715	683	16,398
	1 雑入	15,715	683	16,398
8 市債		7,100	△100	7,000
	1 市債	7,100	△100	7,000
補正されなかった款項にかかる額		6,291		6,291
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊		484,389	△19,186	465,203

## 2 歳 出

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
	款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		332,041	△1,223	330,818
	1 総務管理費	330,587	△1,200	329,387
	2 研究研修費	1,454	△23	1,431
2 医業費		141,126	△17,963	123,163
	1 医業費	141,126	△17,963	123,163
補正されなかった款項にかかる額		11,222		11,222
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊		484,389	△19,186	465,203

第2表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業	7,100	△ 100	7,000	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところに よる。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
計	7,100	△ 100	7,000			

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計		
	1 診療収入 2 外来収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険診療報酬収入	29,841	△1,650	28,191
2 社会保険診療報酬収入	19,908	△1,372	18,536
3 後期高齢者診療報酬収入	95,316	△2,550	92,766
4 外来一部負担金収入	27,241	1,220	28,461
5 その他診療報酬収入	4,372	△777	3,595
* * 計 * *	176,678	△5,129	171,549

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計		
	1 診療収入 3 その他診療収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 健康診断料	5,121	380	5,501
2 自由診療収入	868	200	1,068
3 その他診療収入	34,723	△9,813	24,910
* * 計 * *	40,712	△9,233	31,479

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計		
	2 介護サービス収入 1 介護給付費収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 居宅介護サービス費収入	1,092	△100	992
* * 計 * *	1,092	△100	992

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計		
	2 介護サービス収入 2 自己負担金収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 自己負担金収入	107	10	117
* * 計 * *	107	10	117

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計		
	4 繰入金 1 他会計繰入金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	176,667	△7,257	169,410
2 国保会計繰入金	60,026	1,940	61,966
* * 計 * *	236,693	△5,317	231,376

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△1,650	診療報酬収入 △1,650
1 現年度分	△1,372	診療報酬収入 △1,372
1 現年度分	△2,550	診療報酬収入 △2,550
1 現年度分	1,220	一部負担金 1,220
1 現年度分	△777	生保診療報酬収入 △777

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	380	健康診断料 380
1 現年度分	200	自由診療収入 200
1 現年度分	△9,813	予防接種料収入 △9,813

節		説明
区分	金額	
2 居宅療養管理指導費収入	△100	居宅療養管理指導費収入 △100

節		説明
区分	金額	
2 居宅療養管理指導費収入	10	居宅療養管理指導費自己負担収入 10

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△7,257	一般会計繰入金 △7,257
1 国保会計繰入金	1,940	国保会計繰入金 1,940

## 1 歳 入

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 6 諸収入 1 雜入		
	目	補正前の額	補 正 額
1 雜入		15,715	683
	* * 計 * *	15,715	683
			16,398

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 8 市債 1 市債		
	目	補正前の額	補 正 額
1 施設整備事業債		7,100	△100
	* * 計 * *	7,100	△100
			7,000

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
2 雜入	683	その他雜入
		683

節		説明
区分	金額	
1 診療施設	△100	診療所施設整備事業債
		△100

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計					
	1 総務費	1 総務管理費				
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源	
					特定財源	
1 総務管理費		330,425	△1,200	329,225	国庫支出金	県支出金
＊＊計＊＊		330,587	△1,200	329,387	地方債	その他
					△4,728	△4,728

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計					
	1 総務費	2 研究研修費				
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源	
					特定財源	
1 研究研修費		1,454	△23	1,431	国庫支出金	県支出金
＊＊計＊＊		1,454	△23	1,431	地方債	その他

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計					
	2 医業費	1 医業費				
目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源	
					特定財源	
1 一般管理費		71,402	△3,833	67,569	国庫支出金	△100
2 医薬品費		39,112	△11,730	27,382		
3 医療用消耗器材費		15,660	△600	15,060		
4 試験検査費		13,040	△1,800	11,240		
＊＊計＊＊		141,126	△17,963	123,163		
					△100	△9,813

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
3,528	7 報償費	△1,200	診療応援謝礼金 △1,200
3,528			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△23	8 旅費	△23	研修旅費 △23
△23			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△3,733	13 使用料及び賃借料	△3,762	医療機器等賃借料 △3,762
	17 備品購入費	△71	庁用備品購入費 △71
△1,917	10 需用費	△11,730	医薬材料費 △11,730
△600	10 需用費	△500	医薬材料費 △500
	12 委託料	△100	技工委託料 △100
△1,800	10 需用費	△900	医薬材料費 △900
	12 委託料	△900	臨床検査委託料 △900
△8,050			

## 付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込	
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 過疎対策事業債	67,255	56,554	7,100	△ 100	7,000	10,708		10,708	52,846	
補正されなかった 区分に係る額										
合 計	67,255	56,554	7,100	△ 100	7,000	10,708		10,708	52,846	

議案第17号

令和6年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度宮古市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ803,933千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

会 計	後期高齢者医療特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
	款				
1 後期高齢者医療保険料		1 後期高齢者医療保険料	560,995	14,235	575,230
3 繰入金		1 他会計繰入金	232,209	△7,830	224,379
4 繰越金		1 繰越金	232,209	△7,830	224,379
	補正されなかつた款項にかかる額		2,395		2,395
	＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊		795,600	8,333	803,933

## 2 歳 出

会 計	後期高齢者医療特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
	款				
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1 後期高齢者医療広域連合納付金	778,671	8,333	787,004
	補正されなかつた款項にかかる額		16,929		16,929
	＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊		795,600	8,333	803,933



歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 1 後期高齢者医療保険料 1 後期高齢者医療保険料		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	560,995	14,235	575,230
＊＊ 計 ＊＊	560,995	14,235	575,230

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 3 繰入金 1 他会計繰入金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	232,209	△7,830	224,379

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 4 繰越金 1 繰越金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	1,928	1,929

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	後期高齢者医療特別会計 2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金				
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	778,671	8,333	787,004	特 定 財 源	
＊＊ 計 ＊＊	778,671	8,333	787,004	国庫支出金	△5,902

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 特別徴収保険料	4,901	特別徴収保険料 4,901
2 普通徴収保険料現年度分	11,395	普通徴収保険料現年度分 11,395
3 普通徴収保険料滞納繰越分	△2,061	普通徴収保険料滞納繰越分 △2,061

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△7,830	事務費繰入 △1,928 保険基盤安定繰入 △5,902

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,928	前年度繰越金 1,928

(単位・千円)

内訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	18 負担金補助及び交付金	8,333	岩手県後期高齢者医療広域連合負担金 8,333
14,235			



議案第18号

令和6年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,000,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	介護保険事業特別会計	項	補正前の額	補 正 額
	款			計
1 介護保険料			1, 136, 240	34, 557
	1 介護保険料		1, 136, 240	34, 557
4 国庫支出金			1, 570, 559	35, 229
	1 国庫負担金		1, 050, 315	28, 750
5 支払基金交付金			520, 244	6, 479
	1 支払基金交付金		1, 576, 197	44, 334
6 県支出金			872, 427	26, 601
	1 県負担金		821, 480	28, 125
8 繰入金			50, 947	△1, 524
	1 他会計繰入金		1, 429, 012	27, 538
	2 基金繰入金		1, 024, 784	20, 048
			404, 228	7, 490
補正されなかった款項にかかる額			248, 009	
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊			6, 832, 444	168, 259
				7, 000, 703

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	介護保険事業特別会計	項	補正前の額	補 正 額
	款			計
1 総務費			127, 344	478
	1 総務管理費		77, 562	478
2 保険給付費			5, 786, 133	172, 000
	1 介護サービス費		5, 366, 620	175, 000
4 地域支援事業費		7 市町村特別給付費	26, 784	△3, 000
			324, 280	△11, 709
8 諸支出金		1 介護予防・日常生活支援総合事業費	102, 266	△10, 800
		2 包括的支援事業・任意事業費	222, 014	△909
			165, 959	7, 490
	1 諸支出金		165, 959	7, 490
補正されなかった款項にかかる額			428, 728	
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊			6, 832, 444	168, 259
				7, 000, 703



歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1,136,240	34,557	1,170,797
* * 計 * *	1,136,240	34,557	1,170,797

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 1 国庫負担金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費負担金	1,050,315	28,750	1,079,065
* * 計 * *	1,050,315	28,750	1,079,065

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 調整交付金	406,920	8,750	415,670
2 地域支援事業交付金	97,938	△2,509	95,429
5 介護保険事業補助金		238	238
* * 計 * *	520,244	6,479	526,723

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 支払基金交付金 1 支払基金交付金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費交付金	1,555,024	47,250	1,602,274
2 地域支援事業交付金	21,173	△2,916	18,257
* * 計 * *	1,576,197	44,334	1,620,531

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 1 県負担金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費負担金	821,480	28,125	849,605
* * 計 * *	821,480	28,125	849,605

節		説明
区分	金額	
1 現年度特別徴収分	31,931	現年度分 31,931
2 現年度普通徴収分	2,626	現年度分 2,626

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	28,750	現年度分 28,750

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	8,750	現年度分 8,750
1 介護予防・日常生活支援総合事業	△2,160	現年度分 △2,160
2 包括的支援・任意事業	△349	現年度分 △349
1 介護保険システム改修事業	238	介護保険システム改修事業 238

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	47,250	現年度分 47,250
1 介護予防事業	△2,916	現年度分 △2,916

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	28,125	現年度分 28,125

## 1 歳 入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 2 県補助金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 地域支援事業交付金	50,947	△1,524	49,423
* * 計 * *	50,947	△1,524	49,423

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,024,784	20,048	1,044,832
* * 計 * *	1,024,784	20,048	1,044,832

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 2 基金繰入金		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	404,228	7,490	411,718
* * 計 * *	404,228	7,490	411,718

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護予防・日常生活支援総合事業	△1,350	現年度分 △1,350
2 包括的支援・任意事業	△174	現年度分 △174

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	20,048	一般会計繰入金 20,048

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	7,490	財政調整基金繰入金 7,490

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計						
	1 総務費	1 総務管理費					
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
1 一般管理費		77,562	478	78,040	238		240
＊＊ 計 ＊＊		77,562	478	78,040	238		240

会計 款 項	介護保険事業特別会計						
	2 保険給付費	1 介護サービス費					
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
3 地域密着型介護サービス給付費		1,414,500	50,000	1,464,500	12,500	6,250	19,750
5 施設介護サービス給付費		1,850,000	125,000	1,975,000	25,000	21,875	49,375
＊＊ 計 ＊＊		5,366,620	175,000	5,541,620	37,500	28,125	69,125

会計 款 項	介護保険事業特別会計						
	2 保険給付費	7 市町村特別給付費					
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
1 市町村特別給付費		26,784	△3,000	23,784			
＊＊ 計 ＊＊		26,784	△3,000	23,784			

会計 款 項	介護保険事業特別会計						
	4 地域支援事業費	1 介護予防・日常生活支援総合事業費					
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
1 介護予防・生活支援サービス事業費		87,664	△10,800	76,864	△2,160	△1,350	△4,806
＊＊ 計 ＊＊		102,266	△10,800	91,466	△2,160	△1,350	△4,806

会計 款 項	介護保険事業特別会計						
	4 地域支援事業費	2 包括的支援事業・任意事業費					
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
1 包括的支援事業費		209,226	△909	208,317	△349	△174	△177
＊＊ 計 ＊＊		222,014	△909	221,105	△349	△174	△177

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
	12 委託料	478	介護保険システム改修委託料 478

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
11,500	18 負担金補助及び交付金	50,000	地域密着型介護サービス給付費 50,000
28,750	18 負担金補助及び交付金	125,000	施設介護サービス給付費 125,000
40,250			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△3,000	19 扶助費	△3,000	ねたきり老人等介護用品給付費 △3,000
△3,000			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△2,484	18 負担金補助及び交付金	△10,800	第1号訪問事業負担金 △2,000 第1号通所事業負担金 △7,500 介護予防ケアマネジメント事業負担金 △1,300
△2,484			

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△209	12 委託料	△909	生活支援体制整備事業委託料 △909
△209			

## 2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計			補正額の財源				
	目	補正前の額	補正額	計	特定財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 償還金		163,909	7,490	171,399				
* * 計 * *		165,959	7,490	173,449				

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
7,490	22 償還金利子及び割引料	7,490	国庫支出金等返還金 7,490
7,490			



議案第19号

令和6年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,003千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

会 計	魚市場事業特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
	款				
1 使用料及び手数料			18,144	△2,203	15,941
	1 使用料		18,144	△2,203	15,941
2 繰入金			10,335	2,000	12,335
	1 他会計繰入金		10,335	2,000	12,335
5 市債			58,900	△13,800	45,100
	1 市債		58,900	△13,800	45,100
補正されなかつた款項にかかる額			2		2
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊			87,381	△14,003	73,378

## 2 歳 出

会 計	魚市場事業特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
	款				
1 市場事業費			68,578	△14,003	54,575
	1 市場管理費		9,678	△203	9,475
	2 市場整備費		58,900	△13,800	45,100
補正されなかつた款項にかかる額			18,803		18,803
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊			87,381	△14,003	73,378

第2表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
魚 市 場 整 備 事 業	58,900	△ 13,800	45,100	普通貸借 又は証券 発 行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところに よる。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
計	58,900	△ 13,800	45,100			

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	魚市場事業特別会計 1 使用料及び手数料 1 使用料			
		目	補正前の額	補 正 額
1	魚市場使用料		18,144	△2,203
	* * 計 * *		18,144	△2,203
				15,941
				15,941

会計 款 項	魚市場事業特別会計 2 繰入金 1 他会計繰入金			
		目	補正前の額	補 正 額
1	一般会計繰入金		10,335	2,000
	* * 計 * *		10,335	2,000
				12,335
				12,335

会計 款 項	魚市場事業特別会計 5 市債 1 市債			
		目	補正前の額	補 正 額
1	市場整備事業債		58,900	△13,800
	* * 計 * *		58,900	△13,800
				45,100
				45,100

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	魚市場事業特別会計 1 市場事業費 1 市場管理費						
		目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
特 定 財 源							
1	市場管理費	9,678	△203	9,475			△203
	* * 計 * *	9,678	△203	9,475			△203

会計 款 項	魚市場事業特別会計 1 市場事業費 2 市場整備費						
		目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
特 定 財 源							
1	市場整備費	58,900	△13,800	45,100		△13,800	
	* * 計 * *	58,900	△13,800	45,100		△13,800	

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 魚市場使用料	△2,203	魚市場使用料
		△2,203

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,000	一般会計繰入金
		2,000

節		説明
区分	金額	
1 市場整備事業債	△13,800	市場整備事業債
		△13,800

(単位・千円)

内訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	26 公課費	△203	消費税納付金
			△203

内訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	12 委託料	△5,300	入札等支援システム機器更新業務委託料
	14 工事請負費	△8,500	照明改修工事費

## 付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込	
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 魚市場整備事業債	382,334	384,346	58,900	△ 13,800	45,100	14,034		14,034	415,412	
補正されなかった 区分に係る額	14,129	10,072				4,100		4,100		
合 計	396,463	394,418	58,900	△ 13,800	45,100	18,134		18,134	415,412	

議案第20号

令和6年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ645千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

会 計	墓地事業特別会計		(単位・千円)		
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金			4,648	△645	4,003
	1 基金繰入金		4,648	△645	4,003
補正されなかった款項にかかる額			10,383		10,383
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊			15,031	△645	14,386

## 2 歳 出

会 計	墓地事業特別会計		(単位・千円)		
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 墓地事業費			15,031	△645	14,386
	1 墓地管理費		15,031	△645	14,386
補正されなかった款項にかかる額					
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊			15,031	△645	14,386



歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	墓地事業特別会計 3 繼入金 1 基金繰入金			
目	補正前の額	補 正 額	計	
1 基金繰入金	4,648	△645	4,003	
* * 計 * *	4,648	△645	4,003	

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	墓地事業特別会計 1 墓地事業費 1 墓地管理費						
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 墓地管理費	15,031	△645	14,386				△645
* * 計 * *	15,031	△645	14,386				△645

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 墓地基金繰入金	△645	墓地基金繰入金
		△645

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
	10 需用費	△645	修繕料
			△645



議案第21号

令和6年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第1号）

令和6年度宮古市山口財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

会 計	山口財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		60	△60	
	1 基金繰入金	60	△60	
補正されなかつた款項にかかる額		205		205
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊		265	△60	205

## 2 歳 出

会 計	山口財産区特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		265	△60	205
	1 総務管理費	265	△60	205
補正されなかつた款項にかかる額				
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊		265	△60	205



歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	山口財産区特別会計 2 繼入金 1 基金繰入金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金繰入金		60	△60	
＊＊ 計 ＊＊		60	△60	

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	山口財産区特別会計 1 総務費 1 総務管理費				
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源	
1 財産管理費	265	△60	205	特 定 財 源	
＊＊ 計 ＊＊	265	△60	205	国庫支出金 県支出金 地方債 その他	△60

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	△60	基金繰入金
		△60

(単位・千円)

内訳 一般財源	節		説明
	区分	金額	
	18 負担金補助及び交付金	△200	財産管理委員会運営費補助金 △200
	24 積立金	140	基金積立金 140



議案第22号

令和6年度宮古市千徳財産区特別会計補正予算（第1号）

令和6年度宮古市千徳財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

会 計	千徳財産区特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
	款				
1 財産収入			10	2,393	2,403
	2 財産売払収入		1	2,393	2,394
2 繰入金			252	△252	
	1 基金繰入金		252	△252	
補正されなかった款項にかかる額			3		3
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊			265	2,141	2,406

## 2 歳 出

会 計	千徳財産区特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
	款				
1 総務費			265	2,141	2,406
	1 総務管理費		265	2,141	2,406
補正されなかった款項にかかる額					
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊			265	2,141	2,406



歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	千徳財産区特別会計 1 財産収入 2 財産売扱収入			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1 不動産売扱収入		1	2,393	2,394
＊＊ 計 ＊＊		1	2,393	2,394

会計 款 項	千徳財産区特別会計 2 繰入金 1 基金繰入金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金繰入金		252	△252	
＊＊ 計 ＊＊		252	△252	

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	千徳財産区特別会計 1 総務費 1 総務管理費						
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
					特 定 財 源		
1 財産管理費	265	2,141	2,406		国庫支出金	県支出金	地 方 債 そ の 他
＊＊ 計 ＊＊	265	2,141	2,406				2,141
							2,141

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 立木壳扱	2,393	立木壳扱収入
		2,393

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	△252	基金繰入金
		△252

(単位・千円)

内訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	24 積立金	2,141	基金積立金
			2,141



議案第23号

令和6年度宮古市刈屋財産区特別会計補正予算（第1号）

令和6年度宮古市刈屋財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

会 計	刈屋財産区特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
		款			
1 財産収入			2,898	966	3,864
1 財産運用収入			2,897	359	3,256
2 財産売払収入			1	607	608
補正されなかった款項にかかる額			4		4
＊＊ 歳 入 合 計 ＊＊			2,902	966	3,868

## 2 歳 出

会 計	刈屋財産区特別会計	項	補正前の額	補 正 額	(単位・千円) 計
		款			
1 総務費			2,902	966	3,868
1 総務費			2,902	966	3,868
補正されなかった款項にかかる額					
＊＊ 歳 出 合 計 ＊＊			2,902	966	3,868



# 歲入補正予算事項別明細書

1 歳 入

会計 款 項	刈屋財産区特別会計 1 財産収入 1 財産運用収入		
目	補正前の額	補 正 額	計
1 財産貸付収入	2,896	359	3,255
＊＊ 計 ＊＊	2,897	359	3,256

会計 款 項	刈屋財産区特別会計 1 財産収入 2 財産売払収入			
目	補正前の額	補 正 額	計	
1 不動産売払収入	1	607	608	
** 計 **	1	607	608	

# 歲出補正予算事項別明細書

2 歲 出

会計 款 項	刈屋財産区特別会計							
	1 総務費							
	1 総務費							
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 一般管理費		1,846	966	2,812				966
** 計 **		2,902	966	3,868				966

(単位・千円)

節		説明
区分	金額	
1 土地貸付	359	土地貸付
		359

節		説明
区分	金額	
1 立木壳払	200	立木壳払収入
2 土地壳払	407	土地壳払収入

(単位・千円)

内訳 一般財源	節		説明
	区分	金額	
	24 積立金	966	基金積立金
			966



## 議案第24号

### 令和6年度宮古市下水道事業会計補正予算（第2号）

#### （総則）

第1条 令和6年度宮古市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度宮古市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（3）主要建設改良事業			
（イ）公共下水道整備費	405,082千円	△72,800千円	332,282千円
（収益的収入及び支出の補正）			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業収益	1,820,509千円	△12,717千円	1,807,792千円
第1項 営業収益	736,926千円	△5,683千円	731,243千円
第2項 営業外収益	1,083,581千円	△7,034千円	1,076,547千円
支 出			
（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,802,017千円	△11,533千円	1,790,484千円
第1項 営業費用	1,683,899千円	△14,533千円	1,669,366千円
第2項 営業外費用	117,068千円	3,000千円	120,068千円
（資本的収入及び支出の補正）			

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,690千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,348千円、当年度分損益勘定留保資金476,267千円、減債積立金10,000千円及び建設改良積立金17,075千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額518,790千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,381千円、当年度分損益勘定留保資金476,267千円、減債積立金18,067千円及び建設改良積立金17,075千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	824,146千円	△77,900千円	746,246千円
第1項 企業債	555,300千円	△38,600千円	516,700千円

第4項 国庫補助金	172,440千円	△39,300千円	133,140千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	1,337,836千円	△72,800千円	1,265,036千円
第1項 建設改良費	405,082千円	△72,800千円	332,282千円
(企業債の補正)			

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額(千円)			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
下水道整備事業	555,300	△38,600	516,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借り入れる資金について、利率見 直しを行った後においては、当該見直し後の利 率。	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合 により据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換える ことができる。
計	555,300	△38,600	516,700			

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、567,697千円」  
を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、560,663千円」に改める。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山 本 正 德

令和6年度宮古市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画(税込)

収 益 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 下水道事業 収益			1,820,509	△ 12,717	1,807,792	
	1 営業収益		736,926	△ 5,683	731,243	
		2 他会計負担金	99,256	△ 5,683	93,573	一般会計負担金の減
	2 営業外収益		1,083,581	△ 7,034	1,076,547	
		2 他会計補助金	567,697	△ 7,034	560,663	一般会計補助金の減

収 益 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 下水道事業 費用			1,802,017	△ 11,533	1,790,484	
	1 営業費用		1,683,899	△ 14,533	1,669,366	
		4 特環維持管理費	37,408	△ 5,672	31,736	動力費等の減
		5 農集維持管理費	14,690	△ 2,830	11,860	委託料等の減
		7 浄化槽 維持管理費	138,173	△ 3,040	135,133	委託料等の減
		8 雨水幹線 維持管理費	25,129	△ 2,991	22,138	動力費等の減
	2 営業外費用		117,068	3,000	120,068	
		3 消費税及び 地方消費税	13,000	3,000	16,000	消費税及び地方消費税 の増

資 本 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的収入			824,146	△ 77,900	746,246	
	1 企業債		555,300	△ 38,600	516,700	
		1 企 業 債	555,300	△ 38,600	516,700	下水道事業債の減
	4 国庫補助金		172,440	△ 39,300	133,140	
		1 国 庫 補 助 金	172,440	△ 39,300	133,140	防災・安全交付金の減

### 資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的支出			1,337,836	△ 72,800	1,265,036	
	1 建設改良費		405,082	△ 72,800	332,282	
		1 公共下水道整備費 1 ( 補 助 )	391,439	△ 72,800	318,639	補助事業の実績見込みによる委託料、工事請負費及び公有財産購入費の減

令和6年度 宮古市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)  
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	25,825,000
減価償却費	947,059,000
固定資産除却費	45,079,000
引当金の増減額(△は減少)	740,000
長期前受金戻入額	△ 515,871,000
支払利息	100,392,000
受取利息及び受取配当金	4,000
未収金の増減額(△は増加)	261,701,708
未払金の増減額(△は減少)	△ 300,949,767
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 5,750,570
小計	558,229,371
利息及び配当金の受取額	△ 4,000
利息の支払額	△ 100,392,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	457,833,371

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 304,659,000
有形固定資産の売却による収入	1,000
国庫補助金等による収入	134,218,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 170,440,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	428,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 594,315,000
その他の企業債による収入	88,500,000
その他の企業債の償還による支出	△ 338,438,000
一般会計からの繰入金による収入	78,052,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 338,001,000
資金増加額(又は減少額)	△ 50,607,629
資金期首残高	439,288,356
資金期末残高	388,680,727

## 令和6年度 宮古市下水道事業予定貸借対照表(税抜)

(令和7年3月31日)

(単位:円)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有形固定資産

イ 土 地	1,165,665,640
ロ 建 物	4,673,800,897
減価償却累計額	△ 2,304,253,649
ハ 構 築 物	25,995,367,168
減価償却累計額	△ 10,223,722,245
ニ 機 械 及 び 装 置	5,721,580,905
減価償却累計額	△ 3,051,610,791
ホ 車両運搬具	2,086,781
減価償却累計額	△ 1,982,442
ヘ 工具器具及び備品	4,732,500
減価償却累計額	△ 3,850,790
ト 建設仮勘定	233,337,547
有形固定資産合計	22,211,151,521
固定資産合計	22,211,151,521

## 2 流動資産

## (1) 現金預金

388,680,727

## (2) 未収金

100,024,811

## 貸倒引当金

△ 1,122,000

## 流动資産合計

487,583,538

## 資産合計

22,698,735,059

## 負債の部

## 3 固定負債

## (1) 企業債

## イ 建設改良に要する

4,893,712,837

## ロ その他の企業債

1,754,255,290

## 企業債合計

6,647,968,127

## (2) 引当金

## イ 退職給付引当金

5,646,000

## ロ 修繕引当金

239,489,271

## 引当金合計

245,135,271

## 固定負債合計

6,893,103,398

## 4 流 動 負 債

## (1) 企 業 債

イ 建設改良に要する 企 業 債	543,240,888
ロ その他の企業債	<u>291,905,794</u>
企 業 債 合 計	835,146,682
(2) 引 当 金	
イ 賞 与 引 当 金	<u>7,394,451</u>
引 当 金 合 計	<u>7,394,451</u>
流 動 負 債 合 計	842,541,133

## 5 繰 延 収 益

長 期 前 受 金	22,412,041,959
収 益 化 累 計 額	<u>△ 9,888,878,414</u>
繰 延 収 益 合 計	<u>12,523,163,545</u>
負 債 合 計	<u>20,258,808,076</u>

## 資 本 の 部

## 6 資 本 金

(1) 固 有 資 本 金	238,536,236
(2) 出 資 金	8,629,032
(3) 組 入 資 本 金	<u>1,647,528,812</u>
資 本 金 合 計	1,894,694,080

## 7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金	
イ 受贈財産評価額	146,300,912
ロ 他会計負担金	44,050,966
ハ 国庫補助金	<u>123,860,764</u>
資本剰余金合計	314,212,642
(1) 利 益 剰 余 金	
イ 減債積立金	99,059,368
ロ 利 益 積 立 金	5,751,000
ハ 建設改良積立金	98,660,820
ニ 当年度未処分利益	
剩 余 金	<u>27,549,073</u>
利益剰余金合計	<u>231,020,261</u>
剩 余 金 合 計	<u>545,232,903</u>
資 本 合 計	<u>2,439,926,983</u>
負 債 資 本 合 計	<u>22,698,735,059</u>



## 議案第25号

### 宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年宮古市条例第34号）  
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第7条の3　〔略〕	第7条の3　〔略〕
2　任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2　任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3　〔略〕	3　〔略〕
4　前3項の規定は、第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、 <u>並びに</u> 第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	4　前3項の規定は、第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、 <u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、</u> 及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
5　〔略〕	5　〔略〕

(介護休暇)

第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第14条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えて、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

(介護時間)

第14条の2 [略]

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第14条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第14条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

(介護休暇)

第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

(介護時間)

第14条の2 [略]

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第15条 [略]

第15条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を正規の勤務時間外における勤務の制限を請求する一の期間の初日とするこの条例による改正後の宮古市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第7条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

職員の育児のための時間外勤務の制限の対象を拡大するとともに、仕事と介護を両立しやすい勤務環境を整備しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第26号

### 宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市職員の育児休業等に関する条例（平成17年宮古市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第18条 [略] 2 [略] 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条の2第20項</u> の規定による介護をするための承認を受けて勤務しない場合又は規則で定める休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該介護をするための承認を受けて勤務しない時間又は規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第18条 [略] 2 [略] 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u> の規定による介護をするための承認を受けて勤務しない場合又は規則で定める休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該介護をするための承認を受けて勤務しない時間又は規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第27号

### 宮古市市税条例及び宮古市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

#### (宮古市市税条例の一部改正)

第1条 宮古市市税条例（平成17年宮古市条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2~8 [略] 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（第63条の2第1項第1号及び第89条第2項第2号において「番号法」という。） <u>第2条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2~8 [略] 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（第63条の2第1項第1号及び第89条第2項第2号において「番号法」という。） <u>第2条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### (宮古市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第2条 宮古市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年宮古市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号） <u>第16条第1項</u> の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号） <u>第13条第1項</u> の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 28 号

宮古市地域創造基金条例を廃止する条例

宮古市地域創造基金条例（平成 17 年宮古市条例第 222 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市地域創造基金を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第29号

### 宮古市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容

を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児が使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症及び食中毒の発生を予防し、そのまん延を防止するために、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える施設)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園

支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、その建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられて

いること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて  
防炎処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用して児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係る部分に限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣

府・文部科学省・厚生労働省告示第2号) (認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。)

- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) (居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)  
(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山 本 正 德

### 理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第30号

### 宮古市児童館条例の一部を改正する条例

宮古市児童館条例（平成17年宮古市条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																					
(名称、定数及び位置) 第2条 児童館の名称、定数及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>宮古市高浜 児童館</td><td>50人</td><td>宮古市高浜四丁目1番 40号</td></tr></tbody></table>	名称	定数	位置	〔略〕			宮古市高浜 児童館	50人	宮古市高浜四丁目1番 40号	(名称、定数及び位置) 第2条 児童館の名称、定数及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>宮古市高浜 児童館</td><td>50人</td><td>宮古市高浜四丁目1番 40号</td></tr><tr><td>宮古市田代 児童館</td><td><u>30人</u></td><td>宮古市田代第16地割 141番地</td></tr></tbody></table>	名称	定数	位置	〔略〕			宮古市高浜 児童館	50人	宮古市高浜四丁目1番 40号	宮古市田代 児童館	<u>30人</u>	宮古市田代第16地割 141番地
名称	定数	位置																				
〔略〕																						
宮古市高浜 児童館	50人	宮古市高浜四丁目1番 40号																				
名称	定数	位置																				
〔略〕																						
宮古市高浜 児童館	50人	宮古市高浜四丁目1番 40号																				
宮古市田代 児童館	<u>30人</u>	宮古市田代第16地割 141番地																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																						

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

宮古市田代児童館を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第31号

### 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年宮古市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用定員) <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宮古市条例第25号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 [略] (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<del>行う認定こども園、幼稚園又は保育所</del>（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支援」という。</u>）を実施すること。</p>	(利用定員) <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宮古市条例第25号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 [略] (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<del>行う認定こども園、幼稚園又は保育所</del>（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u></p>

<p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。</u></p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれか</u>を満たすときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明</u></p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めると</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた</u></p>
---	---

	<p><u>確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p>	<p><u>めの措置が講じられていること。</u></p> <p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	附 則 (連携施設に関する経過措置)	5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

## 理由

特定地域型保育事業者における連携施設の確保の特例の新設及び要件の緩和をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第32号

### 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宮古市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<del>行う</del>保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けている利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を<del>行う</del>保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認める家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けている利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終</p>

了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 替代保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であ

了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

ること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) [略]

6 [略]

7 [略]

（食事の提供の特例）

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等その他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

#### 附 則

（連携施設に関する経過措置）

3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことが

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) [略]

4 [略]

5 [略]

（食事の提供の特例）

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等その他の施設、保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

#### 附 則

（連携施設に関する経過措置）

3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことが

できると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。

できると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

## 理由

家庭的保育事業者等における連携施設の確保の特例の新設及び要件の緩和並びに運営等の特例の要件の緩和をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第33号

### 宮古市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宮古市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置の承認) <p>第4条 市長は、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認めるときは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の承認を得なければならない。</p> <p>(職員の基準) <p>第6条 地域包括支援センターにおいて専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）による</u>ことによる。次項において同じ。）は、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数以上とする。</p><p>(1)・(2) [略] (3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則第140条の66第1号イ</u>（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</p></p>	(設置の承認) <p>第4条 市長は、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認めるときは、地域包括支援センター運営協議会（<u>介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ</u>（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の承認を得なければならない。</p> <p>(職員の基準) <p>第6条 地域包括支援センターにおいて専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数以上とする。</p></p>
2 前項の規定にかかわらず、 <u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員</u>	(1)・(2) [略] (3) 主任介護支援専門員（ <u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者</u> をいう。）その他これに準ずる者 1人

数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 4 条の承認を得て設置する地域包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第 1 号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。

担当区域の第 1 号被保険者の数	員数
おおむね 1,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条の承認を得て設置する地域包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当区域の第 1 号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。

担当区域の第 1 号被保険者の数	員数
おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

## 理由

地域包括支援センターの職員配置基準を緩和しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第34号

宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宮古市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則 <u>第140条の66第1号イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。 (2)～(4) [略]	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則 <u>第140条の66第1号ロ(2)</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。 (2)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第35号

### 宮古市医師等養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

宮古市医師等養成奨学資金貸付条例（平成23年宮古市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付対象)</p> <p>第2条 奨学資金の貸付けの対象は、次に掲げる者であって、医師、看護師又は歯科衛生士（以下「医師等」という。）の免許を受け、宮古市立の診療所、規則で定める医療機関又は規則で定める看護が提供される場所（以下「指定医療機関等」という。）において医師等の業務に従事することを希望するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本人又はその父母、祖父母、兄弟姉妹その他生計を一にする親族が奨学資金の貸付けの申請の際現に宮古市内に住所を有し、かつ、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校若しくは同条第3号に規定する看護師養成所又は歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号に規定する歯科衛生士学校若しくは同条第2号に規定する歯科衛生士養成所（以下これらを「養成所等」という。）に入学することを認められた者又は在学している者</p> <p>(償還)</p> <p>第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学資金の総額に、第4条の規定により計算した利息を加えた額（以下「償還債務」という。）を当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。ただし、これによることができない特別の事情があると市長が認めるときは、奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に規則で定める方法により償還することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医科大学等を卒業し、又は修了した日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過する日までに医師等の免許を受けなかったとき。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(貸付対象)</p> <p>第2条 奨学資金の貸付けの対象は、次に掲げる者であって、医師又は看護師（以下「医師等」という。）の免許を取得し、宮古市立の診療所、規則で定める医療機関又は規則で定める看護が提供される場所（以下「指定医療機関等」という。）において医師等の業務に従事することを希望するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本人又はその父母、祖父母、兄弟姉妹その他生計を一にする親族が奨学資金の貸付けの申請の際現に宮古市内に住所を有し、かつ、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する看護師養成所（以下これらを「養成所等」という。）に入学することを認められた者又は在学している者</p> <p>(償還)</p> <p>第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学資金の総額に、第4条の規定により計算した利息を加えた額（以下「償還債務」という。）を当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。ただし、これによることができない特別の事情があると市長が認めるときは、奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に規則で定める方法により償還することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医科大学等を卒業し、又は修了した日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過する日までに医師等の免許を取得しなかったとき。</p> <p>(3) [略]</p>

<p>(4) 指定医療機関等において医師等の業務に従事した期間が、貸付けを受けた次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に満たなかったとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 看護師<u>又は歯科衛生士</u> 年度貸付金の貸付けを受けた期間又は月額貸付金の貸付けを受けた期間のいずれか長い期間の1.5倍に相当する期間(その期間に1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 奨学生(医師の免許を受けた者に限る。以下この項において同じ。)が、次条各号に掲げる事由(同条第1号に掲げる事由にあっては、指定医療機関等において医師の業務に従事している場合を除く。)に該当するため、同条の規定による償還債務の償還の履行の猶予をしている間、その配偶者が宮古市立の診療所において医師の業務に従事している場合は、その医師の業務に従事している期間を当該奨学生が指定医療機関等において医師の業務に従事した期間とみなす。</p>	<p>(4) 指定医療機関等において医師等の業務に従事した期間が、貸付けを受けた次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に満たなかったとき。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 看護師 年度貸付金の貸付けを受けた期間又は月額貸付金の貸付けを受けた期間のいずれか長い期間の1.5倍に相当する期間(その期間に1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 奨学生(医師の免許を取得した者に限る。以下この項において同じ。)が、次条各号に掲げる事由(同条第1号に掲げる事由にあっては、指定医療機関等において医師の業務に従事している場合を除く。)に該当するため、同条の規定による償還債務の償還の履行の猶予をしている間、その配偶者が宮古市立の診療所において医師の業務に従事している場合は、その医師の業務に従事している期間を当該奨学生が指定医療機関等において医師の業務に従事した期間とみなす。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

## 理由

奨学資金の貸付けの対象に歯科衛生士を加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第36号

### 宮古市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

宮古市工場等設置奨励条例（平成17年宮古市条例第155号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>宮古市企業立地奨励条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 新設 本市に工場等を有しない者が、本市に新たに工場等を設置することをいう。</p> <p>(3) 増設 本市に工場等を有する者が、<u>本市に更に工場等を設置すること</u>（既存の工場等の建屋を増築し、又は既存の工場等と同一の敷地内において更に工場等を設置することを含む。）又は<u>当該工場等の生産能力を増強するため、当該工場等を拡張し、若しくは設備を拡充すること</u>をいう。</p> <p>(4) <u>新規雇用者</u> 新設又は増設（以下「設置」という。）<u>した工場等を操業するため、企業に雇用される者で、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。</u> ア 本市に住所を有する者であること。 イ 雇用保険の被保険者となっている者であること。</p> <p>(5) 立地支援企業 設置する工場等で操業する企業（以下「立地企業」という。）の工場等の用に供する目的で、当該立地企業に貸し付けるために新たに固定資産を取得する企業をいう。ただし、立地企業に20パーセント以上の出資を行っていない企業については、新たに土地又は建物を取得したものに限る。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 特定遊休財産 普通財産のうち、工場等として使用するのに適した土地又は建物と市長が認めたものという。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第4条 市長は、工場等を設置した者に対し、次の奨励措</p>	<p><u>宮古市工場等設置奨励条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 新設 本市に工場等を有しない者が、本市に新たに工場等を設置すること又は<u>本市に工場等を有する者が、当該工場等と異なる工場等を本市に設置すること</u>をいう。</p> <p>(3) 増設 本市に工場等を有する者が、<u>当該工場等を拡張すること</u>をいう。</p> <p>(4) <u>新規雇用</u> 新設又は増設（以下「設置」という。）<u>した工場等を操業するため、当該工場等の事業の開始の日</u>（以下「開始日」という。）前から本市に住所を有する者を新たに雇用することをいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第4条 市長は、工場等を設置した者に対し、次の奨励措</p>

置を講ずることができる。

(1)～(3) [略]

2 市長は、立地支援企業に対し、前項第1号及び第3号に掲げる奨励措置を講ずることができる。

(雇用奨励金の交付)

第7条 市長は、第5条各号の要件を備える工場等を設置した者で引き続き1年以上新規雇用者を、新設にあっては3人、増設にあっては1人を超えて雇用した者に対し、予算の範囲内で、当該新規雇用者で新設にあっては3人、増設にあっては1人を超える新規雇用者のうち規則で定める新規雇用者1人につき20万円の雇用奨励金を交付することができる。

2 [略]

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、第5条各号の要件を備える工場等であって、当該工場等の新規雇用者が、新設にあっては3人以上、増設にあっては1人以上であるものを設置した者で、当該工場等の開始日までの当該工場等の設置のために要する資金に充てるために金融機関等から借入れを行ったものに対し、当該借入金について、予算の範囲内で利子補給金を交付することができる。

2 [略]

(奨励措置の取消し等)

第11条 [略]

(特定遊休財産の利活用)

第12条 特定遊休財産は、現状のまま貸し付けるものとし、原則としてその全部を貸し付けるものとする。

2 特定遊休財産の貸付料の額は、宮古市行政財産使用料条例（平成17年宮古市条例第78号）第3条の規定による使用料の算出方法の例により算出するものとする。

(報告及び調査)

第13条 [略]

(企業立地審査委員会)

第14条 市長の諮問に応じ、別表に掲げる事業以外の事業に係る工場等を設置しようとする者に対して奨励措置を講ずることについて審査するため、宮古市企業立地審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2～4 [略]

置を講ずることができる。

(1)～(3) [略]

(雇用奨励金の交付)

第7条 市長は、第5条各号の要件を備える工場等を設置した者で引き続き1年以上新規雇用の常用の従業員を、新設にあっては3人、増設にあっては1人を超えて雇用した者に対し、予算の範囲内で、当該従業員で新設にあっては3人、増設にあっては1人を超える従業員のうち規則で定める従業員1人につき20万円の雇用奨励金を交付することができる。

2 [略]

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、第5条各号の要件を備える工場等であって、当該工場等の新規雇用の常用の従業員が、新設にあっては3人以上、増設にあっては1人以上であるものを設置した者で、当該工場等の開始日までの当該工場等の設置のために要する資金に充てるために金融機関等から借入れを行ったものに対し、当該借入金について、予算の範囲内で利子補給金を交付することができる。

2 [略]

(奨励措置の取消し等)

第11条 [略]

(報告及び調査)

第12条 [略]

(工場等設置審査委員会)

第13条 市長の諮問に応じ、別表に掲げる事業以外の事業に係る工場等を設置しようとする者に対して奨励措置を講ずることについて審査するため、宮古市工場等設置審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2～4 [略]

(補則) 第15条 [略]	(補則) 第14条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山 本 正 德

## 理由

奨励措置の対象者を拡大するとともに、普通財産の利活用を図り、企業立地を促進しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第37号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 宮古市手数料条例（平成17年宮古市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~27	[略]		1~27	[略]	
28 削除			28 宅地造成	宅地造成	切土又は盛土をする 1万
			等規制法	成工事	土地の面積が500平 2,000円
			(昭和36年)	又は宅方メートル以下のも	
			法律第191	地造成の	
			号)第8条第	工事計	切土又は盛土をする 2万
			1項本文の	画変更	土地の面積が500平 1,000円
			規定に基づ	許可申請	方メートルを超える
			く宅地造成	請手数	1,000平方メートル
			に関する工料		以下のもの
			事又は同法		切土又は盛土をする 3万
			第12条第1		土地の面積が1,000 1,000円
			項の規定に		平方メートルを超える
			基づく宅地		2,000平方メートル
			造成に関する		以下のもの
			工事の計		切土又は盛土をする 4万
			画の変更の		土地の面積が2,000 7,000円
			許可の申請		平方メートルを超える
			に対する審査		5,000平方メートル 以下のもの
					切土又は盛土をする 6万
					土地の面積が5,000 7,000円
					平方メートルを超える
					1万平方メートル以下 のもの
					切土又は盛土をする 11万円
					土地の面積が1万平 方メートルを超える2
					万平方メートル以下 のもの
					切土又は盛土をする 17万円
					土地の面積が2万平

29～67 [略]		

備考

1～4 [略]

- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 [略]
- 8 [略]
- 9 [略]
- 10 [略]
- 11 [略]
- 12 [略]
- 13 [略]
- 14 [略]

方メートルを超える 万平方メートル以下の ものの 29～67 [略]		

備考

1～4 [略]

5 第28項の切土又は盛土をする土地の面積は、  
宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく  
宅地造成に関する工事の計画の変更の場合にあつ  
ては、当該変更に係る部分の面積とする。

- 6 [略]
- 7 [略]
- 8 [略]
- 9 [略]
- 10 [略]
- 11 [略]
- 12 [略]
- 13 [略]
- 14 [略]
- 15 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 第2条 宮古市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～6 [略]			1～6 [略]		
7 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	建築物年法律第6号の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく確認の申	(1) 申請又は通知((2)に規定するものを除く。)1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	建築物年法律第6号の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく確認の申	床面積の合計が30平方メートル以下
建物の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	8,000円	のもの	のもの	8,000円
の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	1万5,000円	のもの	のもの	1万4,000円
の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	円	のもの	のもの	円
の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	以下もの	のもの	のもの	以下もの
の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	の申請又は同法第18条第2項の規定による審査	2万8,000円	のもの	のもの	2万1,000円

平方メートルを超 え200平方メートル 以下のもの	円	平方メートルを超 え200平方メートル 以下のもの	円
床面積の合計が200	3万3,000	床面積の合計が200	2万7,000
平方メートルを超 え500平方メートル 以下のもの	円	平方メートルを超 え500平方メートル 以下のもの	円
床面積の合計が500	4万9,000	床面積の合計が500	4万8,000
平方メートルを超 え1,000平方メート ル以下のもの	円	平方メートルを超 え1,000平方メート ル以下のもの	円
[略]		[略]	
床面積の合計が 50,000平方メート ルを超えるもの	61万円	床面積の合計が 50,000平方メート ルを超えるもの	61万円
(2) 申請又は通知（当該申請 又は通知に係る建築物の建 築が建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法 律（平成27年法律第53号。以 下「建築物省エネ法」とい う。）第11条第1項ただし書 又は第12条第2項ただし書 の規定の適用を受けるもの (建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律 施行規則(平成28年国土交 通省令第5号)第2条第1項第 1号に該当するものに限 る。)に限る。)1件につき、 (1)に定める額に、次に掲げ る建築物の種類ごとに、住 宅部分（建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省 令（平成28年経済産業省・国 土交通省令第1号）第1条第2 項に規定する住宅部分をい う。)の床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次に定め			

		<u>る額を加算した額</u>		
		ア 人の居住の用に供する部		
		分を有する建築物（一戸建		
		てであるものに限る。）		
	(ア) 床面積の合	1万3,000		
	計が200平方メー	円		
	トル未満のもの			
	(イ) 床面積の合	1万5,000		
	計が200平方メー	円		
	トル以上ものの			
	イ 人の居住の用に供する部			
	分を有する建築物（一戸建			
	てであるものを除く。）			
	(ア) 床面積の合	2万4,000		
	計が300平方メー	円		
	トル未満のもの			
	(イ) 床面積の合	3万8,000		
	計が300平方メー	円		
	トル以上のもの			
7の2 建築基	建 築 設	1万2,000円（確認を受けた建		
準法第87条	備 に 関	築設備の計画を変更して建築		
の4におい	す る 確	設備を設置する場合は、6,000		
て準用する	認 申 請	円）		
同法第6条	又 は 計			
第1項の規	画 通 知			
定に基づく	に 係 る			
確認の申請	手数料			
又は同法第				
18条第2項				
の規定に基				
づく計画の				
通知に対す				
る審査				
8・9 [略]				
10 建築基準	建 築 物	(1) 申請又は通知 ((2)に規定		
法第7条第1項の規定に	に 関 す	するものを除く。) 1件につ		
る完 了		き、次に掲げる床面積の合		
基づく完 了	検 査 申	計の区分に応じ、それぞれ		
の検査の申	請 又 は	次に定める額		

10 建築基準	建 築 物	床面積の合計(建築	1万4,000
法第7条第1項の規定に	に 関 す	物を移転した場合	円
る完 了		にあっては当該移	
基づく完 了	検 査 申	転に係る部分の2分	
の検査の申	請 又 は	の1。以下この項に	

請又は同法第18条第16項の規定による手数料の通知に対する審査	完了通知に係る物を移転した場合	床面積の合計(建築物を移転した場合にあっては当該移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1。以下この項において同じ。)が30平方メートル以下のもの	1万4,000円	請又は同法第18条第16項の規定による手数料の通知に対する審査	完了通知に係る物を移転した場合	床面積の合計(建築物を移転した場合にあっては当該移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1。以下この項において同じ。)が30平方メートル以下のもの	1万4,000円
	[略]				[略]		
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	51万円			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	51万円	
	(2) 申請又は通知(当該申請又は通知に係る建築物の建築が建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は建築物省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合に限る。)1件につき、(1)に定める額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額						
	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円					
	床面積の合計が200平方メートル以上	9,000円					
	10の2 建築設備基準法第87条の4における完	建築設備に關する完成の通知	1万8,000円				

いて準用す了検査		
る同法第7申請又		
条第1項のは完了		
規定に基づ通知に		
く完了の檢係る手		
査の申請又数料		
は同法第18		
条第16項の		
規定に基づ		
く完了の通		
知に対する		
審査		
11 [略]		
11の2 建築仮使用	12万円	
基準法第7に係る		
条の6第1号認定申		
又は第2号請手数		
(同法第87料)		
条の4又は		
第88条第1		
項において		
これらの規		
定を準用す		
る場合を含		
む。)の規定		
に基づく仮		
使用に係る		
認定の申請		
に対する審		
査		
11の3 [略]		
12~17 [略]		
18 建築基準	既存の1 [略]	
法第86条のの建 築	床面積の合計が30	1万5,000
8第1項若し物につ	平方メートルを超	円
くは第87条いて2以	え100平方メートル	
の2第1項の上 の工	以下のもの	
規定に基づ事に分	床面積の合計が100	2万8,000
く既存の1けで行	平方メートルを超	円

11 [略]		
11の2 [略]		
12~17 [略]		
18 建築基準	既存の1 [略]	
法第86条のの建 築	床面積の合計が30	1万4,000
8第1項若し物につ	平方メートルを超	円
くは第87条いて2以	え100平方メートル	
の2第1項の上 の工	以下のもの	
規定に基づ事に分	床面積の合計が100	2万1,000
く既存の1けで行	平方メートルを超	円

の建築物に	う工事	え200平方メートル
ついて2以	の全體	以下のもの
上の工事に	計画認	床面積の合計が200 3万3,000円
分けて行う	定申請	平方メートルを超
工事の全體又は當		え500平方メートル
計画の認定該	全體	以下のもの
の申請又は計画の		床面積の合計が500 4万9,000円
同法第86条変更の		平方メートルを超
の8第3項認定申		え1,000平方メート
(同法第87)請に係		ル以下のもの
条の2第2項る手数		[略]
において準料		
用する場合		
を含む。)の		
規定に基づ		
く当該全体		
計画の変更		
の認定の申		
請に対する		
審査		

の建築物に	う 工 事	え200平方メートル	
ついて2以	の 全 体	以下のもの	
上の工事に	計 画 認	床面積の合計が200	2万7,000
分けて行う	定 申 請	平方メートルを超	円
工事の全体	又 は 当	え500平方メートル	
計画の認定	該 全 体	以下のもの	
の申請又は	計 画 の	床面積の合計が500	4万8,000
同法第86条	変 更 の	平方メートルを超	円
の 8 第 3 項	認 定 申	え1,000平方メート	
(同法第87	請 に 係	ル以下のもの	
条の2第2項	る 手 数	[略]	
において準			
用する場合			
を含む。)の			
規定に基づ			
く当該全体			
計画の変更			
の認定の申			
請に対する			
審査			

51 都市計画開発行為（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査		開発行行為の許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る審査
		開発区域の面積が 1,000平方メートル未満のもの	8,900円
		開発区域の面積が 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	2万3,000円
		開発区域の面積が 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	4万5,000円
		開発区域の面積が 6,000平方メートル以上1万平方メートル	8万9,000円

18の2~50		[略]	
51	都市計画 法 (昭和43 年法律第 100号) 第29 条の規定に 基づく開発 行為の許可 の申請に対 する審査	開発行為 為許可 申請手 数料	(1) 主として自己の居住の用 に供する住宅の建築の用に 供する目的で行う開発行為 に係る審査
		開発区域の面積が 1,000平方メートル 未満のもの	8,600円
		開発区域の面積が 1,000平方メートル 以上3,000平方メー トル未満のもの	2万2,000円
		開発区域の面積が 3,000平方メートル 以上6,000平方メー トル未満のもの	4万3,000円
		開発区域の面積が 6,000平方メートル 以上1万平方メート	8万6,000円

ル未満のもの		ル未満のもの	
開発区域の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満のもの	14万円	開発区域の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満のもの	13万円
開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	18万円	開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	17万円
開発区域の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの	23万円	開発区域の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの	22万円
開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	31万円	開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	30万円
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る審査		(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る審査	
開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	1万4,000円	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	1万3,000円
開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	3万1,000円	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	3万円
開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	6万7,000円	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	6万5,000円
開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	13万円	開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万円
開発区域の面積が1万平方メートル以	21万円	開発区域の面積が1万平方メートル以	20万円

	上3万平方メートル未満のもの			上3万平方メートル未満のもの	
	開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	28万円		開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	27万円
	開発区域の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの	35万円		開発区域の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの	34万円
	開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	50万円		開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	48万円
	(3) その他開発行為に係る審査			(3) その他開発行為に係る審査	
	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	8万9,000円		開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	8万6,000円
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	14万円		開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	13万円
	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	20万円		開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	19万円
	開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	27万円		開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	26万円
	開発区域の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満のもの	40万円		開発区域の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満のもの	39万円
	開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	53万円		開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	51万円
	開発区域の面積が6万平方メートル以上のもの	69万円		開発区域の面積が6万平方メートル以上のもの	66万円

		万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの			万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの		
		開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	90万円		開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	87万円	
52 都市計画	開発行	変更許可申請1件につき、次に法第35条の為変更掲げる額を合算した額（その2の規定に許可申額が <u>90万円</u> を超えるときは、基づく開発請手数料	<u>90万円</u>	52 都市計画	開発行	変更許可申請1件につき、次に法第35条の為変更掲げる額を合算した額（その2の規定に許可申額が <u>87万円</u> を超えるときは、基づく開発請手数料	<u>87万円</u>
		行為の変更料	(1)～(3) [略]			行為の変更料	(1)～(3) [略]
53 都市計画	用途地	4万8,000円		53 都市計画	用途地	4万6,000円	
	法第41条第域の定				法第41条第域の定		
	2項ただしめられ書（同法第ていな				2項ただしめられ書（同法第ていな		
	35条の2第4い土地				35条の2第4い土地		
	項においての区域				項においての区域		
	準用する場における建築				準用する場における建築		
	の規定に基物の特				の規定に基物の特		
	づく建築の例許可				づく建築の例許可		
	許可の申請手				許可の申請手		
	に対する審査	数料			査		
54 都市計画	予定建	2万7,000円		54 都市計画	予定建	2万6,000円	
	法第42条第築物等				法第42条第築物等		
	1項ただし以外の				1項ただし以外の		
	書の規定に建築等				書の規定に建築等		
	基づく建築許可申				基づく建築許可申		
	等の許可の請手数				等の許可の請手数		
	申請に対する料				申請に対する料		
	る審査				る審査		
55 都市計画	開発許	(1) 承認申請をする者が行お		55 都市計画	開発許	(1) 承認申請をする者が行お	
	法第45条の可を受	うとする開発行為が、主と			法第45条の可を受	うとする開発行為が、主と	
	規定に基づけた地	して自己の居住の用に供す			規定に基づけた地	して自己の居住の用に供す	
	く開発許可位の承	る住宅の建築の用に供する			く開発許可位の承	る住宅の建築の用に供する	

を受けた地継の承位の承継の認申請承認申請に対する審査	手数料	目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル未満のもの <u>1,800円</u> (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル以上のもの <u>2,800円</u> (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの <u>1万8,000円</u>	受けた地継の承位の承継の認申請承認申請に対する審査	目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル未満のもの <u>1,700円</u> (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1万平方メートル以上のもの <u>2,700円</u> (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの <u>1万7,000円</u>
56 都市計画開発登録簿等の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	手数料	1枚につき <u>490円</u>	56 都市計画開発登録簿等の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	1枚につき <u>470円</u>
57 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条	手数料	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。 以下この項、第58項及び第62項から第66項までにおいて同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てで	

第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、第58項及び第62項から第66項までにおいて同じ。）を除く。以下この項及び第58項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能（建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <table border="1" data-bbox="420 1403 754 2002"> <tr> <td data-bbox="420 1403 627 1638">ア 床面積の合計 が200平方メートル未満のもの</td><td data-bbox="627 1403 754 1638">(ア) 3 万6,000円 (イ) 〔略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="420 1638 627 1874">イ 床面積の合計 が200平方メートル以上のもの</td><td data-bbox="627 1638 754 1874">(ア) 7 万2,000円 (イ) 〔略〕</td></tr> </table>	ア 床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	(ア) 3 万6,000円 (イ) 〔略〕	イ 床面積の合計 が200平方メートル以上のもの	(ア) 7 万2,000円 (イ) 〔略〕	第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>あるものに限る。）の住戸（当該住宅又は当該住戸のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第58項及び第62項から第67項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <table border="1" data-bbox="1087 1403 1421 2002"> <tr> <td data-bbox="1087 1403 1294 1638">ア 床面積の合計 が200平方メートル以下のもの</td><td data-bbox="1294 1403 1421 1638">(ア) 3 万5,000円 (イ) 〔略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="1087 1638 1294 1874">イ 床面積の合計 が200平方メートルを超えるもの</td><td data-bbox="1294 1638 1421 1874">(ア) 7 万円 (イ) 〔略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="1087 1874 1294 2002">ウ 床面積の合計 が400平方メートルを超えるもの</td><td data-bbox="1294 1874 1421 2002">(ア) 9 万7,000円 (イ) 〔略〕</td></tr> </table>	ア 床面積の合計 が200平方メートル以下のもの	(ア) 3 万5,000円 (イ) 〔略〕	イ 床面積の合計 が200平方メートルを超えるもの	(ア) 7 万円 (イ) 〔略〕	ウ 床面積の合計 が400平方メートルを超えるもの	(ア) 9 万7,000円 (イ) 〔略〕
ア 床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	(ア) 3 万6,000円 (イ) 〔略〕												
イ 床面積の合計 が200平方メートル以上のもの	(ア) 7 万2,000円 (イ) 〔略〕												
ア 床面積の合計 が200平方メートル以下のもの	(ア) 3 万5,000円 (イ) 〔略〕												
イ 床面積の合計 が200平方メートルを超えるもの	(ア) 7 万円 (イ) 〔略〕												
ウ 床面積の合計 が400平方メートルを超えるもの	(ア) 9 万7,000円 (イ) 〔略〕												

				(イ) 1 万6,000 円
				(2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の <u>住宅部分</u> (当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)
				ア 床面積の合計 が200平方メートル未満のもの
				イ 床面積の合計 が200平方メートル以上のもの
				(3) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の <u>住宅部分</u> (当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)
				ア 床面積の合計(ア) 2 が200平方メートル未満のもの
				イ 床面積の合計(ア) 2 が200平方メートル以上のもの

		5,000円		
(4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項、 <u>第58項及び第62項から第66項まで</u> において同じ。）をいう。以下この項、 <u>第58項及び第62項から第66項まで</u> において同じ。）（当該共同住宅等又は <u>住宅部分</u> のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ <u>(1)ア又はイ</u> に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（ <u>(4)ア及びイ</u> において「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額		(3) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項、 <u>及び第58項</u> において同じ。）（当該共同住宅等又は <u>当該住宅部分</u> のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ <u>(1)アからウまで</u> に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（ <u>(3)ア及びイ</u> において「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額		
ア 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの	(ア) 11 万4,000円		ア 床面積の合計 が300平方メートル以下のもの	(ア) 10 万9,000円
	(イ) 〔略〕			(イ) 〔略〕
イ 床面積の合計 が300平方メートル以上のもの	(ア) 18 万7,000円		イ 床面積の合計 が300平方メートルを超えるもの	(ア) 17 万9,000円

		(イ) 2 万 8,000 円			(イ) 2 万 7,000 円
	(5) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は <u>住宅部分</u> のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(2)ア又はイに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(5)ア及びイにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額		(4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は <u>当該住宅部分</u> のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(2)ア又はイに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(4)ア及びイにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額		
	ア 床面積の合計 が300平方メートル未満のもの	(ア) 3 万 4,000 円	ア 床面積の合計 が300平方メートル以下ものの	(ア) 3 万 3,000 円	
	(イ) [略]		(イ) [略]		
	イ 床面積の合計 が300平方メートル以上ものの	(ア) 5 万 9,000 円	イ 床面積の合計 が300平方メートルを超えるもの	(ア) 5 万 7,000 円	
	(イ) 万 1,000 円		(イ) 万円		
	(6) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は <u>住宅部分</u> のエネルギー消費				

性能が省令第10条第2号イ  
 (1)及びロ(2)若しくは同号  
 イ(2)及びロ(1)に定める基  
 準に適合するものとしてさ  
 れた認定申請に係るものに  
 限る。) 共同住宅等又は住  
 宅・非住宅複合建築物(一戸  
 建てであるものを除く。)の  
 住戸の床面積の合計の区分  
 に応じ(3)ア又はイに定め  
 る額に、次に掲げる共用部  
 分の床面積((6)ア及びイに  
 おいて「床面積」という。)  
 の合計の区分に応じ、それ  
 ぞれ次に定める額を加算し  
 た額

ア 床面積の合計	(ア) 5
が300平方メートル未満のもの	万3,000円
	(イ) 1
	万円
イ 床面積の合計	(ア) 8
が300平方メートル以上のもの	万9,000円
	(イ) 2
	万1,000円

(7) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項、第58項及び第62項から第66項までにおいて同じ。)を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分

(5) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物(専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び第58項において同じ。)を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(住宅・非住宅複合建築

		(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項、第58項及び第62項から第66項までにおいて同じ。) (非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分 (以下この項、第58項及び第62項から第66項までにおいて「工場等専用部分」という。) である場合を除く。)		物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び第58項において同じ。) (非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分 (以下この項及び第58項において「工場等専用部分」という。) である場合を除く。)
	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万 <u>5,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万円		ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万 <u>9,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万 <u>6,000円</u>
		(イ) [略]		(イ) [略]

		イ 床面積の合計が300平方メートル以上もの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万 <u>5,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 11万 <u>5,000円</u> (イ) [略]		イ 床面積の合計が300平方メートル以上るもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万 <u>7,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万 円 (イ) [略]
		(8) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）	(6) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）			
		ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10	ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	(ア) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10	

			条第1号口(1) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 2 <u>万4,000円</u> b 建築物のエネ ルギー消費性 能が省令第10 条第1号口(2) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 2 <u>万円</u>			条第1号口(1) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 10 <u>万9,000円</u> b 建築物のエネ ルギー消費性 能が省令第10 条第1号口(2) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 4 <u>万8,000円</u>
			(イ) [略]			(イ) [略]
イ 床面 積の合 計が300 平方メ ートル 以上もの	(ア) 次に掲げる 申請の区分に応 じ、それぞれ次 に定める額 a 建築物のエネ ルギー消費性 能が省令第10 条第1号口(1) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 3 <u>万2,000円</u> b 建築物のエネ ルギー消費性 能が省令第10 条第1号口(2) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 2 <u>万7,000円</u>		イ 床面 積の合 計が300 平方メ ートル 以上もの	(ア) 次に掲げる 申請の区分に応 じ、それぞれ次 に定める額 a 建築物のエネ ルギー消費性 能が省令第10 条第1号口(1) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 3 <u>万2,000円</u> b 建築物のエネ ルギー消費性 能が省令第10 条第1号口(2) に定める基準 に適合するも のとしてされ た認定申請 6 <u>万3,000円</u>		(イ) [略]

		(9) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、（1）及び（4）に定める額を合算した額に、（7）（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、（8））に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（7）（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、（8））に定める額を加算した額		(7) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、（1）アからウまで及び（3）ア又はイに定める額（当該住戸及び当該共用部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、当該住戸及び当該共用部分の床面積の合計の区分に応じ、（2）ア又はイに定める額及び（4）ア又はイに定める額）を合算した額に、（5）ア又はイ（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、（6）ア又はイ）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（5）ア又はイ（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、（6）ア又はイ）に定める額を加算した額
		(10) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、（2）及び		

		<p>(5)に定める額を合算した額に、(7)(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(8)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(8))に定める額を加算した額</p> <p>(11)住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</p> <p>住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(3)及び(6)に定める額を合算した額に、(7)(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(8))に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(8))に定める額を加算した額</p>		
58 都市低炭素化促進法	低炭素化促進法	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞ	58 都市低炭素化促進法	低炭素化促進法

	第55条第1新築等 項の規定に計画変更認定 基づく低炭素建築物新築等計画の数料 変更の認定の申請に対する審査	れ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 第57項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)に定める額  (2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 第57項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)に定める額  (3) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定め	第55条第1新築等 項の規定に計画変更認定 基づく低炭素建築物新築等計画の数料 変更の認定の申請に対する審査	れ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸 第57項(1)アからウまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまでに定める額(当該住宅又は当該戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあっては、同項(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額)
--	---	---	---	--

	<p>る基準に適合するものとし てされた変更認定申請に係 るものに限る) 第57項(3) に定める床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ同項(3) に定める額</p> <p>(4) 共同住宅等又は住宅・非 住宅複合建築物（一戸建て であるものを除く。）の住 宅部分 <u>(当該住宅又は住宅</u> <u>部分のエネルギー消費性能</u> <u>が省令第10条第2号イ(1)及</u> <u>びロ(1)に定める基準に適</u> <u>合するものとしてされた変</u> <u>更認定申請に係るものに限</u> <u>る。)</u> 第57項(1)及び同 項(4)に定める床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ 同項(1)及び同項(4)に定め る額を合算した額</p>		
	<p>(5) 共同住宅等又は住宅・非 住宅複合建築物（一戸建て であるものを除く。）の住 宅部分 <u>(当該共同住宅等又</u> <u>は住宅部分のエネルギー消</u> <u>費性能が省令第10条第2号</u> <u>イ(2)及びロ(2)に定める基</u> <u>準に適合するものとしてさ</u> <u>れた変更認定申請に係るも</u> <u>のに限る。)</u> 第57項(2) 及び同項(5)に定める床面</p>	<p>(2) 共同住宅等又は住宅・非 住宅複合建築物（一戸建て であるものを除く。）の住 宅部分 <u>第57項(1)アから</u> <u>ウまで及び同項(3)ア又は</u> <u>イに定める床面積の合計の</u> <u>区分に応じ、それぞれ同項</u> <u>(1)アからウまで及び同項</u> <u>(3)ア又はイに定める額を</u> <u>合算した額</u> <u>(当該共同住宅</u> <u>等又は当該住宅部分のエネ</u> <u>ルギー消費性能が省令第10</u> <u>条第2号イ(2)及びロ(2)に</u> <u>定める基準に適合するもの</u> <u>としてされた変更の認定申</u> <u>請に係るものにあっては、</u> <u>同項(2)ア又はイ及び(4)ア</u> <u>又はイに定める床面積の合</u> <u>計の区分に応じ、それぞ</u> <u>れ同項(2)ア又はイ及び(4)ア</u> <u>又はイに定める額を合算し</u> <u>た額)</u></p>	

	<p>積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)及び同項(5)に定める額を合算した額</p> <p>(6) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 第57項(3)及び同項(6)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)及び同項(6)に定める額を合算した額</p>		
	<p>(7) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 第57項(7)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(7)に定める額</p>	<p>(3) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 備考第3項の規定により算定した面積の第57項(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(5)ア又はイに定める額</p>	
	<p>(8) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 第57項(8)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(8)に定め</p>	<p>(4) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 第57項(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項</p>	

	る額		(6) ア又はイに定める額
	<p>(9) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）</p> <p>第57項(1)及び同項(4)並びに同項(7)（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(8)）に定める床面積の合計（同項(7)に定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)及び同項(4)並びに同項(7)（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(8)）に定める額を合計した額</p>		<p>(5) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 第57項(1)アからウまで及び同項(3)ア又はイ（当該住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあっては、同項(2)ア又はイ及び同項(4)ア又はイ）並びに同項(5)ア又はイ（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(6)ア又はイ）に定める床面積の合計（同項(5)ア及びイに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからウまで、同項(3)ア又はイ（当該住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあっては、同項(2)ア又はイ及び同項(4)ア又はイ）及び同項(5)ア又はイ（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(6)ア又はイ）に定める額を合計した額</p>

(10) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）  
第57項(2)及び同項(5)並びに同項(7)（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(8)）に定める床面積の合計（同項(7)に定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(2)及び同項(5)並びに同項(7)（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(8)）に定める額を合算した額

(11) 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 第57項(3)及び(6)並びに同項(7)（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(8)）に定める床面積の合計（同項(7)

		に定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(3)及び同項(6)並びに同項(7) (住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(8))に定める額を合算した額			
59～61 [略]					
62 建築物省 エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性 能確保計画(建築物省エネ法第11条能適合条第1項に性判定規定する建 築物エネルギー消費性 能確保計画をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物(1) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に限る。)	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる特定建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める2項の規定確保計額を合算した額(1) 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下の項から第64項までにおいて同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から第67項までにおいて同じ。)が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる特定建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める2項の規定確保計額を合算した額(1) 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下の項から第64項までにおいて同じ。)が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から第64項までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの 31万		

			5,000円
(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 12万3,000円			
(2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に限る。）			
ア 床面積の合計 2万6,000 が200平方メートル円 ル未満のもの			
イ 床面積の合計 2万9,000 が200平方メートル円 ル以上のもの			
(3) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に限る。）			
ア 床面積の合計 7万1,000 が300平方メートル円 ル未満のもの			
イ 床面積の合計 11万9,000 が300平方メートル円			

<u>ル以上のもの</u>	
(4) 共同住宅等又は住宅・非	
住宅複合建築物（一戸建て	
であるものを除く。）の住宅	
部分（当該共同住宅等又は	
住宅部分のエネルギー消費	
性能が省令第1条第1項第2	
号イ(1)及びロ(2)若しくは	
同号イ(2)及びロ(1)に定め	
る基準に適合するものとし	
て提出され、又は通知され	
た建築物エネルギー消費性	
能確保計画に限る。）	
ア 床面積の合計5万3,000	
が300平方メートル未満のもの	
イ 床面積の合計8万9,000	
が300平方メートル未満のもの	
<u>ル以上のもの</u>	
(5) 人の居住の用に供する部	
分を有しない建築物（工場	
等専用建築物を除く。）又は	
住宅・非住宅複合建築物の	
非住宅部分（非住宅部分が	
工場等専用部分である場合	
を除く。）（当該建築物又は	
非住宅部分のエネルギー消	
費性能が省令第1条第1項第	
1号イに定める基準に適合	
するものとして提出され、	
又は通知された建築物エネ	
ルギー消費性能確保計画に	
限る。）	
ア 床面積の合計23万5,000	
が300平方メートル未満のもの	
イ 床面積の合計29万5,000	
が300平方メートル未満のもの	
<u>ル以上のもの</u>	

(6) 人の居住の用に供する部  
分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に限る。）

ア 床面積の合計	9万円 が300平方メートル未満のもの
イ 床面積の合計	11万5,000円 が300平方メートル以上とのもの

(7) 人の居住の用に供する部  
分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に限る。）

ア 床面積の合計	2万4,000円 が300平方メートル未満のもの
イ 床面積の合計	3万2,000円 が300平方メートル

		ル以上のもの
	(8) 人の居住の用に供する部 分を有しない建築物のうち 工場等専用建築物又は住 宅・非住宅複合建築物の非 住宅部分（非住宅部分が工 場等専用部分である場合に 限る。）（当該建築物又は非 住宅部分のエネルギー消費 性能が省令第1条第1項第1 号口に定める基準に適合す るものとして提出され、又 は通知された建築物エネル ギー消費性能確保計画に限 る。）	
	ア 床面積の合計 が300平方メート ル未満のもの	2万円
	イ 床面積の合計 が300平方メート ル以上のもの	2万7,000円
63 建築物省建築物 エネ法第11 条第2項又 は第12条第 3項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能確保計 画の変更に 係る建築物 エネルギー消 費性能適合 性判定の申 請に対する 審査	(1) 一戸建ての住宅又は住 宅・非住宅複合建築物（一戸 建てであるものに限る。）の 住宅部分（当該住宅又は住 宅部分のエネルギー消費性 能が省令第1条第1項第2号 イ(1)及びロ(1)に定める基 準に適合するものとして提 出され、又は通知された建 築物エネルギー消費性能確 保計画の変更に限る。）第 62項(1)に定める床面積の 合計の区分の応じ、それぞ れ同項(1)に定める額 (2) 一戸建ての住宅又は住 宅・非住宅複合建築物（一戸 建てであるものに限る。）の 住宅部分（当該住宅又は住	

63 建築物省建築物エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の変更に係る建築物工事請に対する数料審査		(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 31万5,000円
		(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 12万3,000円

宅部分のエネルギー消費性  
能が省令第1条第1項第2号  
イ(1)及びロ(2)若しくは同  
号イ(2)及びロ(1)に定める  
基準に適合するものとして  
提出され、又は通知された  
建築物エネルギー消費性能  
確保計画の変更に限る。)  
  
第62項(2)に定める床面  
積の合計の区分の応じ、そ  
れぞれ同項(2)に定める額  
  
(3) 共同住宅等又は住宅・非  
住宅複合建築物（一戸建て  
であるものを除く。）の住  
宅部分（当該住宅又は住宅  
部分のエネルギー消費性能  
が省令第1条第1項第2号イ  
(1)及びロ(1)に定める基準  
に適合するものとして提出  
され、又は通知された建築  
物エネルギー消費性能確保  
計画の変更に限る。） 第  
62項(3)に定める床面積の  
合計の区分の応じ、それぞ  
れ同項(3)に定める額  
  
(4) 共同住宅等又は住宅・非  
住宅複合建築物（一戸建て  
であるものを除く。）の住  
宅部分（当該共同住宅等又  
は住宅部分のエネルギー消  
費性能が省令第1条第1項第  
2号イ(1)及びロ(2)若しく  
は同号イ(2)及びロ(1)に定  
める基準に適合するものと  
して提出され、又は通知さ  
れた建築物エネルギー消費  
性能確保計画の変更に限  
る。） 第62項(4)に定め  
る床面積の合計の区分の応

じ、それぞれ同項(4)に定める額

(5) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に限る。） 第62項(5)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(5)に定める額

(6) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に限る。） 第62項(6)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(6)に定める額

(7) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住

		<p>宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に限る。） 第62項(7)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(7)に定める額</p> <p>(8) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に限る。） 第62項(8)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(8)に定める額</p>		
64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築	建築物エネルギー消費性能の算定に用いられる建築物の区分	<p>(1) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提</p>	64 建築物の建築物エネルギー消費性能の算定に用いられる建築物の区分	<p>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 31万5,000円</p>

物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	微変更証明書交付手数料	出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に限る。) 第62項(1)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(1)に定める額		5号) 第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 12万3,000円
		(2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に限る。) 第62項(2)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(2)に定める額			
		(3) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に限る。) 第62項(3)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(3)に定める額			
		(4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建て			

であるものを除く。)の住宅部分(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に限る。) 第62項(4)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(4)に定める額

(5) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。)(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に限る。) 第62項(5)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(5)に定める額

(6) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。)(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消

費性能が省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に限る。) 第62項(6)に定める床面積の合計の区分の応じ、それぞれ同項(6)に定める額

(7) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に限る。) 第62項(7)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(7)に定める額

(8) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽

		微な変更に限る。) 第62項 (8)に定める床面積の合計 の区分に応じ、同項(8)に定 める額		
65 建築物省 エネ法第29 条第1項のギー消 費性能向上申 計画の認定 の申請に対 する審査	建築物 エネルギー消 費性能向上申 請手数料	申請1件につき、次に掲げる建 築物等の区分に応じ、それぞ れ次に定める額を合算した額  (1) 一戸建ての住宅又は住 宅・非住宅複合建築物(一戸 建てであるものに限る。)の 住宅部分(当該住宅又は当 該住宅部分のエネルギー消 費性能が省令第10条第2号 イ(1)及びロ(1)に定める基 準に適合するものとしてさ れた認定申請に係るものに 限る。)	建築物 エネルギー消 費性能向上申 請手数料	申請1件につき、建築物1棟ご とに、次に掲げる建築物等の 区分に応じ、それぞれ次に定 められた額を合算した額  (1) 一戸建ての住宅又は住 宅・非住宅複合建築物(住宅 部分(建築物省エネ法第11 条第1項に規定する住宅部 分をいう。以下この項から 第67項までにおいて同じ。) を有する建築物(一戸建て の住宅及び共同住宅等を除 く。)をいう。以下この項か ら第67項までにおいて同 じ。)の住宅部分(当該住宅 又は当該住宅部分のエネル ギー消費性能が省令第10条 第2号イ(1)及びロ(1)に定 める基準に適合するものと してされた認定申請に係る ものに限る。)
	ア 床面積の合計 が200平方メート ル未満のもの	(ア) 3 万5,000 円  (イ) 5,000円	ア 床面積の合計 が200平方メート ル以下のもの	(ア) 3 万8,000 円  (イ) 6,000円
	イ 床面積の合計 が200平方メート ル以上もの	(ア) 4 万円  (イ) 5,000円	イ 床面積の合計 が200平方メート ルを超えるもの	(ア) 4 万3,000 円  (イ) 6,000円
	(2) 一戸建ての住宅又は住 宅・非住宅複合建築物の住 宅部分(当該住宅又は当該 住宅部分のエネルギー消費		(2) 一戸建ての住宅又は住 宅・非住宅複合建築物の住 宅部分(当該住宅又は当該 住宅部分のエネルギー消費	

		性能が省令第10条第2号イ (2)及びロ(2)に定める基準 に適合するものとしてされ た認定申請に係るものに限 る。)		性能が省令第10条第2号イ (2)及びロ(2)に定める基準 に適合するものとしてされ た認定申請に係るものに限 る。)
	ア 床面積の合計 が200平方メート ル未満のもの	(ア) 1 万8,000 円		ア 床面積の合計 が200平方メート ル以下のもの
		(イ) 5,000円		(イ) 6,000円
	イ 床面積の合計 が200平方メート ル以上のもの	(ア) 1 万9,000 円		イ 床面積の合計 が200平方メート ルを超えるもの
		(イ) 5,000円		(イ) 6,000円
	(3) 一戸建ての住宅又は住 宅・非住宅複合建築物(一戸 建てであるものに限る)の 住宅部分(当該住宅又は当 該住宅部分のエネルギー消 費性能が省令第10条第2号 イ(1)及びロ(2)若しくは イ(2)及びロ(1)に定める 基準に適合するものとして された認定申請に係るもの に限る。)			
	ア 床面積の合計 が200平方メート ル未満のもの	(ア) 2 万6,000 円		
		(イ) 5,000円		
	イ 床面積の合計 が200平方メート ル以上のもの	(ア) 2 万9,000 円		
		(イ) 5,000円		
	(4) 共同住宅等又は住宅・非 住宅複合建築物(一戸建て であるものを除く。)の住宅			(3) 共同住宅等又は住宅・非 住宅複合建築物(一戸建て であるものを除く。)の住宅

	部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）		部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
ア 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量(省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。)の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	(ア) 7 万1,000円 (イ) 1 万円	(ア) 7 万7,000円 (イ) 1 万1,000円	(ア) 7 万7,000円 (イ) 1 万1,000円 <u>する設計一次エネルギー消費量をいう。(4)及び第67項(4)において同じ。)を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。(4)及び第67項(4)において同じ。)の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以下のも</u>
イ 床面積の合計が300平方メートル以上もの	(ア) 11 万9,000円 (イ) 2 万1,000円	(ア) 12 万7,000円 (イ) 2 万3,000円	(ア) 12 万7,000円 (イ) 2 万3,000円
(5) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅		(4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅	

		部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）		部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
	ア 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	(ア) 3 万4,000円 (イ) 1 万円	ア 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以下るもの	(ア) 3 万7,000円 (イ) 1 万1,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートル以上ものの	(ア) 5 万9,000円 (イ) 2 万1,000円	イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	(ア) 6 万3,000円 (イ) 2 万3,000円
	(6) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）			
	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	(ア) 5 万3,000円 (イ) 1		

	<u>万円</u>
イ 床面積の合計	(ア) 8
が300平方メートル以上もの	<u>万9,000円</u>
(イ)	2
	<u>万1,000円</u>

(7) 人の居住の用に供する部

分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計 が300平方メート ル未満のもの	(ア) 23万 5,000円
	(イ) 1 万円

イ	床面積の合計 が300平方メート ル以上もの	(ア) 29万 5,000円
		(イ) 1 万7,000円

(8) 人の居住の用に供する部

分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（当該建築物又は

(5) 住宅部分を有しない建  
築物又は住宅・非住宅複合  
建築物の非住宅部分（当該  
建築物又は非住宅部分のエ  
ネルギー消費性能が省令第  
10条第1号イ(1)及びロ(1)  
に定める基準に適合するも  
のとしてされた認定申請に  
係るものに限る。）

ア 床面積の合計 が300平方メート ル以下のもの	(ア) 25万 1,000円
	(イ) 1 万1,000円

イ 床面積の合計 が300平方メート ルを超えるもの	(ア) 31万 5,000円
	(イ) 1 万9,000円

(6) 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

		非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)		としてされた認定申請に係るものに限る。)
	ア 床面積の合計	(ア) 9 が300平方メートル未満のもの  (イ) 1 万円	ア 床面積の合計	(ア) 9 が300平方メートル以下もの  (イ) 1 万円
	イ 床面積の合計	(ア) が300平方メートル以上のもの  (イ) 1 万7,000 円	イ 床面積の合計	(ア) が300平方メートルを超えるもの  (イ) 1 万9,000 円
	(9) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)			
	ア 床面積の合計	(ア) 2 が300平方メートル未満のもの  (イ) 1 万円		
	イ 床面積の合計	(ア) 3 が300平方メートル以上のもの  円		

(イ) 1
万7,000
円

(10) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計 (ア) 2

が300平方メートル未満のもの

(イ) 1

万円

イ 床面積の合計 (ア) 2

が300平方メートル以上

のもの

(イ) 1

万7,000

円

(イ) 1

万7,000

円

(11) 住宅・非住宅複合建築物

((1)から(10)までに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、ア、イ又はウ及びエ又はオに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (エネルギー消

費性能が省令第10条第2号

イ(1)及びロ(1)に定める基

準に適合するものとしてさ

れた認定申請に係るものに

限る。) (4)に定める床面

積の合計の区分に応じ、そ

(7) 住宅・非住宅複合建築物

((1)から(6)までに係るものを除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)ア又はイ

(当該住宅部分のエネルギー

費性能が省令第10条第

2号イ(2)及びロ(2)に定め

る基準に適合するものとし

てされた認定申請に係るも

のにあっては、(4)ア又は

	<p>それぞれ(4)に定める額(一戸建てであるものにあっては、(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)に定める額)</p>		<p>イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、(4)ア又はイ)に定める額(一戸建てであるものにあっては、(1)ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、(4)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、(4)ア又はイ)に定める額)</p>
イ	<p>住宅部分(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)(5)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)に定める額(一戸建てであるものにあっては、(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)に定める額)</p>		
ウ	<p>住宅部分(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同</p>		

		<p>号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (6)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)に定める額(一戸建てであるものにあっては、(3)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)に定める額)</p> <p>エ 非住宅部分(エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (7)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)に定める額(工場等専用建築物にあっては、(9)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(9)に定める額)</p> <p>オ 非住宅部分(エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (8)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(8)に定める額(工場等専用建築物にあっては、(10)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(10)に定める額)</p>		<p>イ 非住宅部分(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)ア又はイに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)ア又はイに定める額)</p>
66 建築物省建築物 エネ法第31条第1項の規定に基づく費性能	建 築 物 エ ネ ル ギー 消 費 性 能	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額	66 建築物省建築物 エネ法第36条第1項の規定に基づく費性能	申請1件につき、建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

く建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請に対する審査	工事費の認定申請手数料	向 上 計(1) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積。以下この項において同じ。)の面積の第65項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)に定める額	向 上 計(1) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積。以下この項において同じ。)の面積の第65項(1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア又はイに定める額(当該住宅又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあっては、同項(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額)
		(2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 第65項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)に定める額	
		(3) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(当該住宅又は当	

	<p>該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 第65項(3)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)に定める額</p> <p>(4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)に定める額</p>	<p>(2) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイに定める額（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあっては、同項(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)ア又はイに定める額）</p>	
	<p>(5) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 第65項(5)</p>		

		<p><u>に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(5)に定める額</u></p> <p>(6) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくは同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 第65項</p> <p>(6) <u>に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(6)に定める額</u></p> <p>(7) <u>人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(7)に定める額</u></p> <p>(8) <u>人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の</u></p>		
				<p>(3) <u>住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(5)ア又はイに定める額</u></p> <p>(4) <u>住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネ</u></p>

		<p><u>非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）</u>（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の<u>第65項(8)</u>に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>同項(8)</u>に定める額</p>	<p>ルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の<u>第65項(6)ア又はイ</u>に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>同項(6)ア又はイ</u>に定める額</p>
	(9)	<p><u>人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）</u>（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に限る。）<u>第65項(9)</u>に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>同項(9)</u>に定める額</p>	
	(10)	<p><u>人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）</u>（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費</p>	

		<p><u>性能が省令第1条第1項第1号に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に限る。) 第65項(10)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(10)に定める額</u></p> <p>(11) 住宅・非住宅複合建築物  <u>((1)から(10)までに係るものと除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれア、イ又はウ及びエ又はオに定める額を合算した額</u></p> <p>ア <u>住宅部分 (エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(4)に定める額 (一戸建てであるものにあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の同項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)に定める額)</u></p>		
				<p>(5) 住宅・非住宅複合建築物  <u>((1)から(4)までに係るものと除く。) 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額</u></p> <p>ア <u>住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(3)ア又はイ (当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあっては、同項(4)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(3)ア又はイ (当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあっては、同項(4)ア又はイ)に定める額 (一戸建てであるものにあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の同項(1)ア又はイ (当該住宅部分のエネルギー消費性能が同</u></p>

号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあっては、同項(2)ア又はイ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア又はイ(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあっては、同項(2)ア又はイ)に定める額)

イ 住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） 第65項(5)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(5)に定める額（一戸建てであるものにあっては、同項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(2)に定める額）

ウ 住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） 第65項(6)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(6)に定める額（一戸建てであるものにあっては、同項(3)に定める床面積の合計の区分に応

		じ、それぞれ同項(3)に定める額)		
	エ 非住宅部分 (エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(7)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(7)に定める額 (工場等専用建築物にあっては、同項(9)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(9)に定める額)		イ 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の第65項(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(5)ア又はイに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積の同項(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(6)ア又はイに定める額)	
	オ 非住宅部分 (エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) 第65項(8)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(8)に定める額 (工場等専用建築物にあっては、同項(10)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(10)に定める額)			
67 建築物省	建 築 物	申請1件につき、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物	エ ネ ル ゴ 一 消 費 性 能	(1) 一戸建ての住宅 (当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)		

			費性能基準	申 請 手	及びロ(1)に定める基準に 適合するものとしてされた 認定申請に係るものに限 る。)
			に適合して数料 いる旨の認 定の申請に 対する審査		
			ア 床面積の合計	(ア) 3	
			が200平方メート ル以下のもの	万8,000 円	
				(イ) 6,000円	
			イ 床面積の合計	(ア) 4	
			が200平方メート ルを超えるもの	万3,000 円	
				(イ) 6,000円	
	(2)	一戸建ての住宅 (当該住 宅のエネルギー消費性能が 省令第1条第1項第2号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に 適合するものとしてされた 認定申請に係るものに限 る。)			
		ア 床面積の合計	(ア) 2		
		が200平方メート ル以下のもの	万円 (イ) 6,000円		
		イ 床面積の合計	(ア) 2		
		が200平方メート ルを超えるもの	万1,000 円 (イ) 6,000円		
	(3)	一戸建ての住宅 (当該住 宅のエネルギー消費性能が 省令第1条第1項第2号イ(3) 及びロ(3)に定める基準に 適合するものとしてされた 認定申請に係るものに限 る。)			
		ア 床面積の合計	(ア) 2		
		が200平方メート ル	万円		

<u>ル以下のもの</u>	(イ)
	6,000円
<u>イ 床面積の合計</u>	(ア) 2
<u>が200平方メート</u>	万1,000
<u>ルを超えるもの</u>	円
	(イ)
	6,000円

(4) 共同住宅等 (当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イに適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

<u>ア 床面積(住宅部</u>	(ア) 7
<u>分の設計一次エ</u>	万7,000
<u>ネルギー消費量</u>	円
<u>を省令第4条第3</u>	(イ) 1
<u>項第2号の数値と</u>	万1,000
<u>する場合は、共用</u>	円
<u>部分の床面積を</u>	
<u>除く。イ並びに</u>	
<u>(5) 及び(6)にお</u>	
<u>いて同じ。)の合</u>	
<u>計が300平方メー</u>	
<u>トル以下のもの</u>	
<u>イ 床面積の合計</u>	(ア)
<u>が300平方メート</u>	12万
<u>ルを超えるもの</u>	7,000円
	(イ) 2
	万3,000
	円

(5) 共同住宅等 (当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イに適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計	(ア) 3
が300平方メートル以下のもの	万7,000円
(イ) 1	万1,000円
イ 床面積の合計	(ア) 6
が300平方メートルを超えるもの	万3,000円
(イ) 2	万3,000円
(6) 共同住宅等 (当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	
ア 床面積の合計	(ア) 3
が300平方メートル以下のもの	万7,000円
(イ) 1	万1,000円
イ 床面積の合計	(ア) 6
が300平方メートルを超えるもの	万3,000円
(イ) 2	万3,000円
(7) 住宅部分を有しない建築物 (当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	
ア 床面積の合計	(ア)

<u>が300平方メートル以下のもの</u>	<u>25万円</u>
(イ) 1	<u>1,000円</u>
	<u>万1,000円</u>
	<u>円</u>

<u>イ 床面積の合計</u>	<u>(ア)</u>
<u>が300平方メートルを超えるもの</u>	<u>31万円</u>
(イ) 1	<u>5,000円</u>
	<u>万9,000円</u>
	<u>円</u>

(8) 住宅部分を有しない建築物  
物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

<u>ア 床面積の合計</u>	<u>(ア) 9</u>
<u>が300平方メートル以下のもの</u>	<u>万6,000円</u>
(イ) 1	<u>万1,000円</u>
	<u>円</u>

<u>イ 床面積の合計</u>	<u>(ア)</u>
<u>が300平方メートルを超えるもの</u>	<u>12万円</u>
(イ) 1	<u>3,000円</u>
	<u>万9,000円</u>
	<u>円</u>

(9) 住宅・非住宅複合建築物  
（一戸建てであるものに限る。）次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

<u>ア 住宅部分</u>	<u>(1) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又</u>
---------------	---

はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては(2)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額）

イ 非住宅部分 (7) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)ア又はイに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、(8)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(8)ア又はイに定める額）

(10) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (4) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能

				<p>が省令第1条第1項第2号イ      (2)及びロ(2)に定める基準      に適合するものとしてされ      た認定申請に係るものにあ      つては(5)ア又はイに定め      る額、省令第1条第1項第2号      イ(3)及びロ(2)に定める基      準に適合するものとしてさ      れた認定申請に係るものに      あっては(6)ア又はイに定      める床面積の合計の区分に      応じ、それぞれ(6)ア又はイ      に定める額)</p> <p>イ 非住宅部分 (9)イに定      める額</p>
--	--	--	--	---

#### 備考

1・2 [略]

3 第7項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築する部分の床面積

(2) [略]

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(5) [略]

4 [略]

5 第18項に規定する認定の申請に係る工事において建築設備を設置する場合の手数料の額は、1件につき、同項の手数料の額に12,000円を加

#### 備考

1・2 [略]

3 第7項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築物に係る部分の床面積

(2) [略]

(3) 建築物を移転する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該移転に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(5) [略]

4 [略]

算した額とする。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 第65項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(ア)に定める額とする。ただし、同項に規定する事務に係る申請に関し、市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、第65項金額の欄(イ)に定める額とする。

13 第65項に規定する認定の申請に併せて、建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第65項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。

14 第66項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を増築し、又は改築する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該増築又は改築に係る部分の床面積

(2) 建築物省エネ法第86条の8第1項の認定を受けた全体計画を変更して建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

(4) 建築物省エネ法第86条の8第1項の認定を受けた全体計画を変更して建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(5) 建築物の用途の変更をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 第65項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄(ア)に定める額とする。ただし、同項に規定する事務に係る申請に関し、市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、第65項金額の欄(イ)に定める額とする。

12 第65項に規定する認定の申請に併せて、建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第65項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。

(6) 建築物省エネ法第87条の2第1項の認定を受けた全体計画を変更して建築物の用途の変更をする場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

1.5 第66項に規定する変更の認定の申請に併せて、建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第66項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。

1.3 第66項に規定する変更の認定の申請に併せて、建築物省エネ法第36条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の額は、1件につき、第66項の手数料の額に第7項又は第8項に規定する額を加算した額とする。

1.4 第67項の手数料の額は、申請1件につき、同項金額の欄（ア）に定める額とする。ただし、同項に規定する事務に係る申請に関し、市長が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すると認めた場合にあっては、同項金額の欄（イ）に定める額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 第3条 宮古市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1~27	[略]		1~27	[略]	
28	[略]		28	[略]	
28の2 宅地特定期工	盛土又は切土をする	4,000円			
造成及び特程に係る	土地の面積が5,000				
定盛土等規制する中間	平方メートル以内の				
制法（昭和検査手	もの				
36年法律第36条	盛土又は切土をする	7,000円			
191号）第18	土地の面積が5,000				
条第1項又は第37条第	平方メートルを超える				
1項の規定に基づく特	1万平方メートル以内のもの				
定工程に係る検査（都	盛土又は切土をする	1万			
市計画法（昭和43年	土地の面積が1万平方メートルを超える	3,000円			
	万平方メートル以内のもの				

<p><u>法律第100号) 第29条</u>  <u>第1項若しくは第2項</u>  <u>の開発行為の許可をし</u>  <u>た工事又は同法第34条</u>  <u>の2第1項の開発行為の協議が成立した工事に係るものに限る。)</u></p>	盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超えるもの	2万 1,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超えるもの	3万 6,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超えるもの	4万 7,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	9万 1,000円
29 [略]		
30~50 [略]		
<p>51 都市計画開発行為許可の申請に対する審査</p> <p>法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</p>	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る審査	
	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	1万 3,000円
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	3万 2,000円
	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	5万 8,000円
	開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル	10万円
51 都市計画開発行為許可の申請に対する審査	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る審査	
	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	8,900円
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	2万 3,000円
	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	4万 5,000円
	開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル	8万 9,000円

ル未満のもの		ル未満のもの	
開発区域の面積が1 万平方メートル以上 3万平方メートル未 満のもの	16万円	開発区域の面積が1 万平方メートル以上 3万平方メートル未 満のもの	14万円
開発区域の面積が3 万平方メートル以上 6万平方メートル未 満のもの	22万円	開発区域の面積が3 万平方メートル以上 6万平方メートル未 満のもの	18万円
開発区域の面積が6 万平方メートル以上 10万平方メートル未 満のもの	32万円	開発区域の面積が6 万平方メートル以上 10万平方メートル未 満のもの	23万円
開発区域の面積が10 万平方メートル以上 のもの	43万円	開発区域の面積が10 万平方メートル以上 のもの	31万円
(2) 主として住宅以外の建築 物で自己の業務の用に供す るもの建築又は自己の業 務の用に供する特定工作物 の建設の用に供する目的で 行う開発行為に係る審査		(2) 主として住宅以外の建築 物で自己の業務の用に供す るもの建築又は自己の業 務の用に供する特定工作物 の建設の用に供する目的で 行う開発行為に係る審査	
開発区域の面積が 1万 1,000平方メートル 未満のもの	8,000円	開発区域の面積が 1万 1,000平方メートル 未満のもの	4,000円
開発区域の面積が 1,000平方メートル 以上3,000平方メー トル未満のもの	4万円	開発区域の面積が 3万 1,000平方メートル 以上3,000平方メー トル未満のもの	1,000円
開発区域の面積が 3,000平方メートル 以上6,000平方メー トル未満のもの	8万円	開発区域の面積が 6万 3,000平方メートル 以上6,000平方メー トル未満のもの	7,000円
開発区域の面積が 6,000平方メートル 以上1万平方メート ル未満のもの	14万円	開発区域の面積が 6,000平方メートル 以上1万平方メート ル未満のもの	13万円
開発区域の面積が1 万平方メートル以上	23万円	開発区域の面積が1 万平方メートル以上	21万円

	3万平方メートル未満のもの			3万平方メートル未満のもの	
	開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	32万円		開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	28万円
	開発区域の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの	44万円		開発区域の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの	35万円
	開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	62万円		開発区域の面積が10万平方メートル以上のもの	50万円
	(3) その他開発行為に係る審査			(3) その他開発行為に係る審査	
	開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	9万 3,000円		開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	8万 9,000円
	開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	15万円		開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	14万円
	開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	21万円		開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	20万円
	開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	28万円		開発区域の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	27万円
	開発区域の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満のもの	42万円		開発区域の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満のもの	40万円
	開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	57万円		開発区域の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満のもの	53万円
	開発区域の面積が6万平方メートル以上のもの	78万円		開発区域の面積が6万平方メートル以上のもの	69万円

		万平方メートル以上 10万平方メートル未 満のもの			万平方メートル以上 10万平方メートル未 満のもの	
		開発区域の面積が10 万平方メートル以上 のもの	102万円		開発区域の面積が10 万平方メートル以上 のもの	90万円
52 都市計画 開発行為 変更許可申請1件につき、次に 法第35条の為 変更 掲げる額を合算した額（その 2の規定に許可申額が <u>102万円</u> を超えるときは、 基づく開発請手数料 <u>102万円</u> ） 行為の変更料 (1)～(3) [略] 許可の申請 に対する審 査				52 都市計画 開発行為 変更許可申請1件につき、次に 法第35条の為 変更 掲げる額を合算した額（その 2の規定に許可申額が <u>90万円</u> を超えるときは、 基づく開発請手数料 <u>90万円</u> ） 行為の変更料 (1)～(3) [略] 許可の申請 に対する審 査		
53～66 [略]				53～66 [略]		
備考 [略]				備考 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条の規定 令和7年4月1日
  - (2) 第3条の規定 令和7年5月23日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる規制に係る第1条の規定による改正前の宮古市手数料条例別表第28項に掲げる事務に係る手数料については、同条の規定による改正後の宮古市手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

## 理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する住宅の評価に係る事務の手数料を定め、開発行為の許可申請に係る手数料の額を改定するとともに、岩手県から移譲される宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の中間検査等事務の手数料を定めるとともに、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第38号

### 宮古市立学校条例の一部を改正する条例

宮古市立学校条例（平成17年宮古市条例第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(小学校)		(小学校)	
第2条 小学校を次のとおり設置する。		第2条 小学校を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
宮古市立千徳小学 校	宮古市西ヶ丘一丁目2番1号	宮古市立千徳小学 校	宮古市西ヶ丘一丁目2番1号
宮古市立花輪小学 校	宮古市花輪第4地割26番地	宮古市立高浜小学 校	宮古市高浜四丁目7番22号
[略]		宮古市立花輪小学 校	宮古市花輪第4地割26番地
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

#### (施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(宮古市学校施設設備基金条例の一部改正)
- 宮古市学校施設設備基金条例（平成17年宮古市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第8条関係）		別表第1（第2条、第8条関係）	
学校林	学校名	学校林	学校名
所在	面積 平方メートル	所在	面積 平方メートル
[略]		[略]	
宮古市高浜第3地割 14番1	14,991.73	磯鷄小学校	高浜小学校
宮古市高浜第3地割 14番3	23,867.76	磯鷄小学校	高浜小学校
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市立高浜小学校を廃止し、宮古市立磯鶴小学校に統合しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第39号

あらたに生じた土地の確認に関し議決を求めるについて

宮古市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

あらたに生じた土地	面積
宮古市赤前第15地割33番1及び80番地先の公有水面埋立地	864.79m <sup>2</sup>

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

津軽石漁港区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を確認しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



議案第40号

字の区域の変更に関し議決を求めるについて

次のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

区域を変更する字の名称	左欄に掲げる字に編入する区域
宮古市赤前第15地割	宮古市赤前第15地割33番1及び80番地先の公有水面埋立地 864.79m <sup>2</sup>

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

津軽石漁港区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を宮古市赤前第15地割に編入しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第41号

宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるについて

宮古地区広域行政組合規約の一部を別紙のとおり変更することに關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

令和7年度施行の一般廃棄物第2最終処分場の建設に要する経費の負担割合を定めるため、宮古地区広域行政組合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

### 宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約

宮古地区広域行政組合規約（昭和48年岩手県指令地第110号）の一部を次のように変更する。

変更後		変更前	
別表（第15条関係）		別表（第15条関係）	
負担すべき経費	負担割合	負担すべき経費	負担割合
1 次号から第28号 までに規定する経費 以外の経費	[略]	1 次号から第27号 までに規定する経費 以外の経費	[略]
2～27 [略]		2～27 [略]	
<u>28 令和7年度施行 に係る一般廃棄物第 2最終処分場の建設 に要する経費</u>	<u>宮古市 70.86パ ーセント</u> <u>山田町 13.62パ ーセント</u> <u>岩泉町 10.73パ ーセント</u> <u>田野畑村 4.79パ ーセント</u>		
備考 [略]		備考 [略]	
備考 変更部分は、下線の部分である。			

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

鈴久名辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて

鈴久名辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

鈴久名辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

# 総合整備計画書

岩手県宮古市 鈴久名辺地  
(辺地の人口 70人 面積 3.6km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

宮古市鈴久名第1地割、第2地割、第6地割及び第7地割

### (2) 辺地の中心の位置

宮古市鈴久名第7地割44番地1

### (3) 辺地度点数 185点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、市の中心部から西に約41kmの山間地域に位置する林業と農業を主体とした地域であり、次の事情により公共的施設の整備を必要とする。

### (1) 地場産品の付加価値を高める商品の開発及び販路の拡大等を行い、地域住民の就業機会の増大と所得の向上を図るため、加工施設を整備する必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費		財源内訳	一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源		
地場産業振興施設	宮古市		8,500	0	8,500	8,500
合 計			8,500	0	8,500	8,500

議案第43号

川内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて

川内辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

川内辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

# 総合整備計画書

岩手県宮古市 川内辺地

(辺地の人口 143人 面積 64.5km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

宮古市川内第2地割、第3地割、第4地割、第5地割、第6地割、第7地割及び第9地割

### (2) 辺地の中心の位置

宮古市川内第4地割21番地1

### (3) 辺地度点数 181点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、市中心部から西に約41kmの山間地域に位置し、国道106号周辺に家屋が点在する集落である。急峻な地形であるため土地利用が難しく、主な産業は林業と農業となっている。近年、高齢化の進行が著しく、次の事情により集落機能の維持と他地域との格差の解消が急務である。

(1) 当該地域の観光・レクリエーション機能の充実を図るため、道の駅の機能を維持する必要がある。

(2) 当該地域の安全な道路交通を確保するため、橋りょう及び農林道の修繕を行う必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション施設	宮古市	3,608	0	3,608	3,600
市町村道・橋りょう	宮古市	14,081	8,209	5,872	5,700
農道及び林道	宮古市	12,000	6,000	6,000	6,000
合 計		29,689	14,209	15,480	15,300

## 議案第44号

夏屋辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて

夏屋辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

夏屋辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

# 総合整備計画書

岩手県宮古市 夏屋辺地

(辺地の人口 91人 面積 45.0km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

宮古市夏屋第1地割、第2地割、第4地割、第6地割及び第8地割

### (2) 辺地の中心の位置

宮古市夏屋第6地割1番地3

### (3) 辺地度点数 181点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、市中心部から西に約43kmの山間地域に位置し、夏屋川沿いに家屋が点在する集落である。急峻な地形であるため土地利用が難しく、主な産業は林業と農業となっている。近年、高齢化の進行が著しく、次の事情により、集落機能の維持と他地域との格差の解消が急務である。

### (1) 当該地域の安全な道路交通を確保するため、橋りょう及び農林道の修繕を行う必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
農道・林道	宮古市		8,000	4,000	4,000	4,000
合 計			8,000	4,000	4,000	4,000

議案第45号

区界・田代辺地に係る総合整備計画を定めることに關し議決を求めるについて  
区界・田代辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公  
共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)  
第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

区界・田代辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。  
これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

# 総合整備計画書

岩手県宮古市 区界・田代辺地  
(辺地の人口 154人 面積 32.9km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
宮古市区界第1地割及び第2地割
- (2) 辺地の中心の位置  
宮古市区界第1地割302番地4
- (3) 辺地度点数 249点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約70kmの山間地域に位置し、国道106号周辺に家屋が点在する集落である。急峻な地形であるため土地利用が難しく、主な産業は林業と農業となっている。近年、高齢化の進行が著しく、次の事情により、集落機能の維持と他地域との格差の解消が急務である。

- (1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽管の更新をする必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	宮古市		37,000	0	37,000	37,000
合 計			37,000	0	37,000	37,000

議案第46号

繫・桐内辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めるについて

繫・桐内辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

繫・桐内辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

# 総合整備計画書

岩手県宮古市 繫・桐内辺地  
(辺地の人口 81人 面積 30.4km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

宮古市川井第6地割、第7地割、第9地割、第10地割及び第11地割

### (2) 辺地の中心の位置

宮古市川井第7地割114番地2

### (3) 辺地度点数 120点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約32kmの山間地域に位置し、小国川沿いに家屋が点在する集落である。急峻な地形であるため土地利用が難しく、主な産業は林業と農業となっている。近年、高齢化の進行が著しく、次の事情により、集落機能の維持と他地域との格差の解消が急務である。

### (1) 道路ネットワークの安全性を確保するため、長寿命化及び機能強化を図る必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
市町村道・橋りょう	宮古市		10,000	5,830	4,170	4,100
合 計			10,000	5,830	4,170	4,100

## 議案第47号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市災害資料伝承館

2 指定管理者の名称

一般社団法人宮古観光文化交流協会

3 指定の期間

令和7年6月6日から令和12年3月31日まで

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市災害資料伝承館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第48号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

三王地区自治会研修センター

2 指定管理者の名称

三王地区自治会研修センター管理運営委員会

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

三王地区自治会研修センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第49号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市新里高齢者コミュニティセンター

2 指定管理者の名称

藁目区

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市新里高齢者コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第50号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求ることについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
鈴久名集会所	鈴久名部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
上川井集会所	上川井地区振興会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
片巣集会所	片巣集会施設運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
蟹岡集会所	新興部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
大畠集会所	大畠部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
夏屋集会所	夏屋地区集会施設運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
岡村集会所	岡村地区集会施設運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
門馬集会所	門馬部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
去石集会所	去石部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
繫集会所	繫地区自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
下川井集会所	下川井地区集会施設運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
区界集会所	区界部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
横沢集会所	横沢部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
川内集会所	川内集会所運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
桐内集会所	桐内部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

上湯沢集会所	上湯沢自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
松草集会所	松草部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
永田集会所	永田地区振興会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
田代集会所	田代部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
平津戸集会所	平津戸部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
尻石集会所	尻石部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
土沢寺倉集会所	土沢寺倉地区集会所運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
大久保集会所	大久保集落活性化組合	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
赤沢集会所	赤沢振興会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
区界団地集会所	区界住宅団地自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
関根集会所	関根部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
巣岩集会所	巣岩地区自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

宮古市川井地域多目的集会施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 51 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市岩手路区界中継基地

2 指定管理者の名称

株式会社川井産業振興公社

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市岩手路区界中継基地の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 52 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

みやこ斎苑

2 指定管理者の名称

リアス環境管理株式会社

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

みやこ斎苑の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 5 3 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市花輪保育所

2 指定管理者の名称

社会福祉法人慈愛会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市花輪保育所の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 54 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

グリーンピア三陸みやこ

2 指定管理者の名称

株式会社グリーンピア三陸みやこ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

グリーンピア三陸みやこの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 55 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古市花輪農村文化伝承館

2 指定管理者の名称

花輪自治会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市花輪農村文化伝承館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 56 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
青倉農産加工体験施設	青倉地区農業振興会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
田代地区農林水産物処理加工施設	田代自治協議会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

青倉農産加工体験施設及び田代地区農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 57 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮古市田代林業者センター	田代林業者センター管理運営委員会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
宮古市箱石林業者センター	箱石部落自治会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
宮古市大谷地林業者センター	大谷地林業者センター管理運営委員会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
宮古市花原市林業者センター	花原市自治会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
宮古市林業活力センター	林業活力センター管理組合	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
宮古市和井内林産会館	三番和光会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

宮古市林業者地域多目的集会施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第 58 号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

黒森ふれあい館

2 指定管理者の名称

黒森ふれあい館運営協議会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 12 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

黒森ふれあい館の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第59号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮古市根城農村センター	根城農村センター管理運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市長沢農村センター	長沢農村センター管理運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市八木沢農村センター	八木沢自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市金浜農漁村センター	金浜農漁村センター管理運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市南川目農村センター	南川目農村センター管理運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市田鎖総合交流促進センター	田鎖自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市養呂地地区生活改善センター	養呂地自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市青野滝地区集会施設	青野滝自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市水沢地区集会施設	水沢地区自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市摺待和野地区集会施設	摺待和野自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市神田地区集会施設	神田自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市畠地区集会施設	畠地区自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市和野地区集会施設	和野地区自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市樫内地区集会施設	樫内地区自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市刈屋地区生活改善センター	刈屋生活改善センター管理組合	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

宮古市腹帶地区生活改善センター	腹帶区	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市五番地区総合センター	五番部落自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市北山地区総合センター	北山自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市四番地区総合センター	四番地区総合センター 管理組合	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市下刈屋地区総合センター	下刈屋自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市太長根地区総合センター	太長根部落会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市中野地区総合センター	中野自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市丹野地区総合センター	丹野自治会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市大野折壁交流センター	大野折壁交流センター 管理組合	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市女遊戸地区集会施設	女遊戸地区集会施設管 理運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市赤前農漁村センター	赤前農漁村センター運 営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

宮古市農林漁村地域多目的集会施設の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第60号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称

宮古運動公園

2 指定管理者の名称

一般財団法人宮古市体育協会

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古運動公園の指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第61号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮古市高浜地区センター	高浜地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市堀内地区センター	堀内地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市松山地区センター	松山地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市姉ヶ崎地区センター	姉ヶ崎地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市八木沢地区センター	八木沢地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市佐原地区センター	佐原地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市小山田地区センター	小山田地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市近内地区センター	近内地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮古市西ヶ丘地区センター	西ヶ丘地区センター運営委員会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和7年2月12日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

宮古市地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。